



平成 31 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社RS Technologies
代表者名 代表取締役社長 方 永義
(コード番号 : 3445 東証一部)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 正行
電 話 03-5709-7685

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成30年12月14日付で公表いたしました「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、一部取引において実在性に疑義のある取引（以下、「本件取引」という。）があるとの情報提供を受けて、本件取引を中止するとともに、外部専門家による特別調査委員会を設置し、事実関係等の調査を鋭意、行ってまいりました。

本日、特別調査委員会から「調査報告書」を受領いたしましたので、その概要と今後の対応方針について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

当調査委員会の調査結果の概要につきましては、別添の「調査報告書」をご覧ください。なお、「調査報告書」につきましては、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、個人名及び会社名等をアルファベットに置き換える等しております。

結論といたしましては、当社が過去に特定顧客と行っていた本件取引は対象商材が実在しない架空取引であり、当社による資金負担を目的とした資金循環取引である、との報告内容を受けました。また、当社の役員及び従業員において、本件取引が架空取引であることを認識していたことを窺わせる痕跡は見当たらない旨及び本件取引と類似する不適切な取引を窺わせるような状況及び事実は検出されなかった旨の報告も受けました。

2. 決算への影響について

特別調査委員会の調査結果に基づき、当社は平成 27 年 8 月から行われた本件取引について、通常の商取引としての会計処理は適切ではないと判断し、過去の売上高及び仕入高を遡及的に取り消すことといたしました。この遡及訂正処理により取り消される過年度決算における売上高、売上原価及び売上総利益は次のとおりです。

単位：千円（税抜）

	売上高	売上原価	売上総利益
第6期 (平成27年12月期)	239,085	232,155	6,930
第7期 (平成28年12月期)	27,400	0	27,400
第8期 (平成29年12月期)	27,400	0	27,400
第9期 (平成30年12月期) 第3四半期	20,235	0	20,235
合計	314,120	232,155	81,965

次に、本件取引により発生した当社の支払額と受領額の差額については長期未収入金として処理を行います。長期未収入金の回収に関し、特定顧客とは本件取引に関わる債務承認弁済契約書を平成31年1月20日に締結しましたが、契約に基づく回収開始が平成31年1月以降であることから、回収リスクに備えた貸倒引当金を当該債権残高の全額に対し計上する予定です。この処理により過年度決算において追加的に計上される貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額（マイナス金額は貸倒引当金戻入益）は以下のとおりです。

単位：千円（税込）

	長期未収入金	貸倒引当金	貸倒引当金 繰入額
第6期 (平成27年12月期) 期末	147,443	147,443	147,443
第7期 (平成28年12月期) 期末	181,649	181,649	34,207
第8期 (平成29年12月期) 期末	152,058	152,058	△ 29,592
第9期 (平成30年12月期) 第3四半期末	161,783	※161,783	9,725
合計			161,783

※このうち、平成30年12月10日に10,000千円、平成31年1月30日に30,000千円を回収しております。

当社は、本件取引に関する上記訂正を反映するため、平成 27 年 12 月期から平成 29 年 12 月期の有価証券報告書及び決算短信、並びに平成 28 年 12 月期の第 1 四半期から平成 30 年 12 月期の第 3 四半期までの四半期報告書及び四半期決算短信について決算訂正を行うことといたしました。その詳細については定まり次第開示する予定です。

また、上記過年度決算の訂正を踏まえた平成 30 年 12 月期決算短信は平成 31 年 2 月 13 日、有価証券報告書は平成 31 年 3 月 28 日に開示する予定です。

3. 再発防止に向けた取り組み

当社は、別添の特別調査委員会の「調査報告書」に記載されております、特別調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止策を早急に策定の上実行して参ります。なお、具体的な再発防止策は、まとまり次第、速やかに公表いたします。

4. 経営責任等の明確化

経営責任などを明確にするために、平成 31 年 2 月度～平成 31 年 5 月度までの 4 カ月間、当社取締役の報酬減額を次のとおり行うことといたしました。

代表取締役社長	方永義	30%
取締役事業本部長	本郷邦夫	20%
取締役管理本部長	鈴木正行	20%

株主・投資家の皆様をはじめ取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、可能な限り早期に具体的な再発防止策を策定・実行し、一日も早く信頼の回復に努めて参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

株式会社 RS Technologies 御中

調 査 報 告 書

2019年2月1日

株式会社 RS Technologies

特別調査委員会

委員長

井 上 寅 喜

委 員

中 原 健 夫

委 員

岡 本 大 毅

目次

第1 本委員会の概要	1
1 本委員会の設置経緯	1
2 委嘱事項	1
3 本委員会の構成及び開催状況	1
第2 RSTの概要	3
1 設立からの経緯・沿革及びRSTグループの概要	3
2 RSTグループの事業内容の概要等	5
3 RSTのコーポレートガバナンスの概要	6
第3 調査手続の概要及び調査の方法	9
1 調査の基本方針	9
2 調査実施期間	9
3 調査対象期間	9
4 調査の方法	9
5 調査の前提と限界	11
第4 B社による架空取引	13
1 本件取引の実態及び規模	13
2 本件取引の開始に至る経緯	15
3 本件取引の実務フロー等	21
4 本件取引の实在性	22
5 本件取引開始前後の経緯	25
6 本件取引の实在性等に関する当事者の認識等	27
第5 類似事案の調査及びその結果	35
1 本件取引の特徴と類似事案調査対象	35
2 類似事案調査の調査方法と調査結果	36
第6 会計上の影響	38
第7 原因分析	41
1 各種確認不足	41
2 a氏への過度な信頼	43
3 内部統制の脆弱性	44
4 監査機能の脆弱性	45
第8 再発防止策の提言	46
1 手順書等の作成・遵守	46
2 既存取引及び既存取引先の見直しと規程類の整備	46

3	取引関連書類の書式及び取引運用の整備・見直し.....	46
4	牽制機能の強化	46
5	関係者の社内処分.....	46
6	コンプライアンス研修等の実施.....	46
7	通報窓口の拡充	46
第9	結語.....	48

第1 本委員会の概要

1 本委員会の設置経緯

株式会社 RS Technologies 特別調査委員会（以下「本委員会」という。）設置の経緯等は、以下のとおりである。

(1) 本件の発覚経緯

株式会社 RS Technologies（以下「RST」という。）は、多結晶ダイヤモンドパウダー（以下「本件商材」という。）を対象商材として、A社を売主、RSTを買主及び転売主、転売先をB社とする取引（以下「本件取引」という。）に関し、2018年12月4日、外部からの情報提供により、その実在性に疑義がある旨の指摘を受けた。

(2) 本委員会の設置

そこで、RSTと利害関係のない外部専門家の関与により調査の客観性及び信頼性を確保しつつ、本件取引の全容解明を期するとともに、RSTにおける類似取引の有無等を把握するため、RSTは、2018年12月14日より本委員会を設置し、調査を開始した。なお、本委員会の設置は、同日、RST取締役会に報告されている。

2 委嘱事項

本委員会の委嘱事項は、次のとおりである。

- ①本件取引の事実関係の解明
- ②類似取引の有無の確認
- ③本件取引の原因の究明
- ④再発防止策の提言

3 本委員会の構成及び開催状況

(1) 本委員会の構成

本委員会は、以下の委員で構成された。

委員長	井上 寅喜	公認会計士（株式会社アカウンティング・アドバイザー）
委員	中原 健夫	弁護士（弁護士法人ほくと総合法律事務所）
委員	岡本 大毅	弁護士・公認不正検査士 （弁護士法人ほくと総合法律事務所）

本委員会は、以下の者を調査メンバーとして選定した。

弁護士法人ほくと総合法律事務所	弁護士 横瀬 大輝 弁護士 又吉 重樹
株式会社アカウンティング・アドバイザー	公認会計士 池内 宏幸 公認会計士 齋藤 哲 公認会計士 森元 義貴

なお、井上寅喜委員長、中原健夫委員及び岡本大毅委員並びに調査メンバーが所属する組織は、いずれも、RST との間に顧問契約等の特別の利害関係はない。

また、本委員会は、デジタル・フォレンジックに関し、調査の実効性及び実現性の観点から、専門的な知見及び経験を有し、RST からの独立性及び中立性を有する株式会社 FRONTEO（以下「FRONTEO」という。）を選定した。

(2) 本委員会の開催状況

本委員会の開催状況は、下表のとおりである。

日程	特別調査委員会
2018年12月14日	第1回特別調査委員会
2018年12月21日	第2回特別調査委員会
2018年12月28日	第3回特別調査委員会
2019年1月5日	第4回特別調査委員会
2019年1月7日	第5回特別調査委員会
2019年1月11日	第6回特別調査委員会
2019年1月14日	第7回特別調査委員会
2019年1月18日	第8回特別調査委員会
2019年1月21日	第9回特別調査委員会
2019年1月27日	第10回特別調査委員会
2019年1月31日	第11回特別調査委員会

第2 RSTの概要

1 設立からの経緯・沿革及びRSTグループの概要

RSTは、ラサ工業株式会社が1985年より25年間世界の半導体デバイスメーカーにサービスを提供してきたシリコンウェーハ再生事業を受け継いで、2010年12月に発足した。その沿革は、次のとおりである。

年月	事項
2010年12月	東京都品川区において、シリコンウェーハ再生事業を主たる事業として株式会社RS Technologiesを設立 ラサ工業株式会社からシリコンウェーハ再生事業に関する装置を購入し、三本木工場（宮城県大崎市）の工業棟に係る賃貸借契約を締結するとともに、ラサ工業株式会社を退職した従業員の一部を雇用
2011年1月	三本木工場において操業開始
2011年11月	三本木工場がUKAS（注）より「ISO9001:2008」（品質マネジメントシステム）認証取得
2013年3月	東京都公安委員会より古物商許可証を取得 半導体生産設備の買取・販売を開始
2013年10月	三本木工場において太陽光発電事業を開始
2014年2月	台湾に子会社として艾爾斯半導體股份有限公司（現・連結子会社）を設立
2015年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2015年6月	三本木工場第8工場竣工
2015年12月	艾爾斯半導體股份有限公司の台南工場竣工
2016年9月	東京証券取引所市場第一部（東証一部）へ市場変更 本社を東京都品川区大井町1-47-1 NTビルに移転
2017年12月	北京有色金属研究総院及び福建倉元投資有限公司と三社間で合弁契約を締結（プライムシリコンウェーハ事業）
2018年1月	北京有研RS半導体科技有限公司を設立、中国プライムシリコンウェーハ製造メーカーである有研半導体材料有限公司を連結子会社化。プライムシリコンウェーハ事業に正式参入
2018年5月	株式会社ユニオンエレクトロニクスソリューション（日立パワーデバイスの特約店）を100%子会社化
2018年8月	中国に子会社として山東有研半導体材料有限公司（現・連結子会社）を設立
2018年11月	株式会社DG Technologiesの全株式を取得し、子会社化することを決議

（注）UKASは英国認証機関認定審議会（United Kingdom Accreditation Service）の略称

RST グループの概要は、2019年1月31日現在、下表のとおりである。

会社名	事業内容	報告セグメント区分			その他 (太陽光発電事業、半導体の関連材料販売、技術コンサルティング)
		ウェーハ事業	プライムシリコンウェーハ製造販売事業	半導体生産設備の買取・販売	
【親会社】 株式会社 RS Technologies	ウェーハ加工・販売、太陽光発電事業、超音波映像装置販売、技術コンサルティング事業、ケミカルフィルター販売、半導体装置買取・販売	○		○	○
【子会社】 艾爾斯半導體股份有限公司 (RST 持分比率 100%)	ウェーハ加工・販売	○			
北京有研 RS 半導体科技有限公司 (RST 持分比率 46.20%)	半導体材料及び半導体関連設備の開発及び販売。技術移転、技術相談、技術サービス、輸出入業務		○		
有研半導体材料有限公司 (RST 持分比率 46.20%)	シリコンウェーハ及び CZ インゴット・FZ インゴットの生産、販売、開発、関連技術の開発等		○		
株式会社ユニオンエレクトロニクスソリューション(RST 持分比率 100%)	電子部品・機器の販売及び電子機器の開発・設計			○	
株式会社 DG Technologies (RST 持分比率 100%)	半導体製造装置向けの消耗部材の製造・販売			○	

RST グループは「地球環境を大切に、世界の人々に信頼され、常に創造し挑戦する。」という経営理念に基づき事業活動を展開している。RST グループの主要な事業であるシ

リコンウェーハ再生事業は、ラサ工業株式会社が25年間世界の半導体製造会社にサービスを提供してきた事業を引き継いだものであり、半導体製造過程で発生するモニタウェーハの再生を行う事業である。シリコンウェーハの再生は、半導体製造工程の特徴及び製造コストの面から需要が発生するものであり、新興国の経済発展及び先進国の更なるデバイス用途（車・医療・環境・家・町・データセンター・M2M・IoT）の広がり等を背景とした半導体需要の増加とともに需要が拡大している。RSTグループは、国内外の半導体製造会社を取引先とし、大手ファウンドリを含めグローバルに販売活動を実施しており、艾爾斯半導體股份有限公司（連結子会社）と両社で行っている。また、シリコンウェーハ再生事業の他、主要な事業としてシリコンウェーハ販売事業のほか、2018年1月に新設した北京有研RS半導体科技有限公司を通じて、有研半導体材料有限公司を連結化したことにより、新たにプライムシリコンウェーハ製造事業に参入している。その他、酸化膜成膜加工サービス事業、半導体生産設備の買取・販売事業、太陽光発電事業及び半導体の関連材料販売等を実施している。

2 RSTグループの事業内容の概要等

RSTグループの事業は、ウェーハ事業（シリコンウェーハ再生事業、シリコンウェーハ販売事業、酸化膜成膜加工サービス事業）、プライムシリコンウェーハ製造販売事業、半導体生産設備の買取・販売事業及びその他の事業（太陽光発電事業、半導体の関連材料販売、技術コンサルティング）からなる。

(1) ウェーハ事業

① シリコンウェーハ再生事業

シリコンウェーハ再生事業は、半導体製造会社から使用済みのシリコンウェーハを預かって加工し、使用可能な状態にする事業である。加工は主に「ストリッピング・エッチング（ウェーハ表面膜の除去）」、「検査（中間検査）」、「ポリッシング（研磨）」、「1次洗浄」、「2次洗浄」、「最終検査」、という工程を経て実施される。加工によりほぼ新品と同等の品質で再生できるため、いわばシリコンウェーハのクリーニング事業といえる。

② シリコンウェーハ販売事業

シリコンウェーハ販売事業は、RSTが仕入れたモニタウェーハ及びダミーウェーハ（8インチ（200mm）、12インチ（300mm））を加工し、ニーズに合わせて販売する事業である。

③ 酸化膜成膜加工サービス事業

酸化膜成膜加工サービス事業は、絶縁膜として使用される酸化膜の生成を行うも

ので、主に製品用シリコンウェーハ（プライムウェーハ）の表面を加工するものである。半導体製造における標準的な最初の工程を請け負うサービスである。

(2) プライムシリコンウェーハ製造販売事業

RST グループの 1 社である北京有研 RS 半導体科技有限公司の子会社の有研半導体材料有限公司が製造及び販売を行う半導体用シリコンウェーハは、半導体メーカーが半導体を製造する上で基板材料として用いられるものである。有研半導体材料有限公司は国内外の半導体メーカーのニーズに合わせて主に 125mm、150mm、200mm のシリコンウェーハを製造販売している。

(3) 半導体生産設備の買取・販売事業

半導体生産設備の買取・販売事業は、主に中古の半導体関連機械装置（新品及び半導体以外も可）、消耗材を対象とするもので、解体・搬出・陸送・海運・搬入・組立を一括してプロデュースし、主に中国市場へ販売する事業である。

(4) その他

① 太陽光発電事業

太陽光発電事業は、2012 年から開始した再生エネルギー推進政策を基に、同年、本事業への参入を決定し、RST の経営理念の一つ“地球環境を大切に”を実践すべく 2013 年 10 月より約 1MW の発電を開始し、2015 年 12 月の増設により約 1.59MW の発電事業を行っている。

② 半導体の関連材料販売事業

半導体の関連材料販売事業は、半導体の研磨剤等を販売する事業である。なお、本件取引は、半導体の関連材料販売事業に分類される取引であり、また、本件取引以外にはかかる事業に分類される取引はない。

③ 技術コンサルティング事業

技術コンサルティング事業は、海外子会社の半導体ウェーハ製造工程及びシリコンウェーハ再生事業の技術コンサルティング事業として技術指導、教育サービスを提供する事業である。

3 RST のコーポレートガバナンスの概要

RST の第 8 期有価証券報告書によれば、RST のコーポレートガバナンスの概要は、以下のとおりである。なお、以下の記述及び図は、RST の第 8 期有価証券報告書の記載を引用している。

(1) 企業統治の体制の概要

RST は会社機関として、取締役会制度・監査役会制度を採用している。

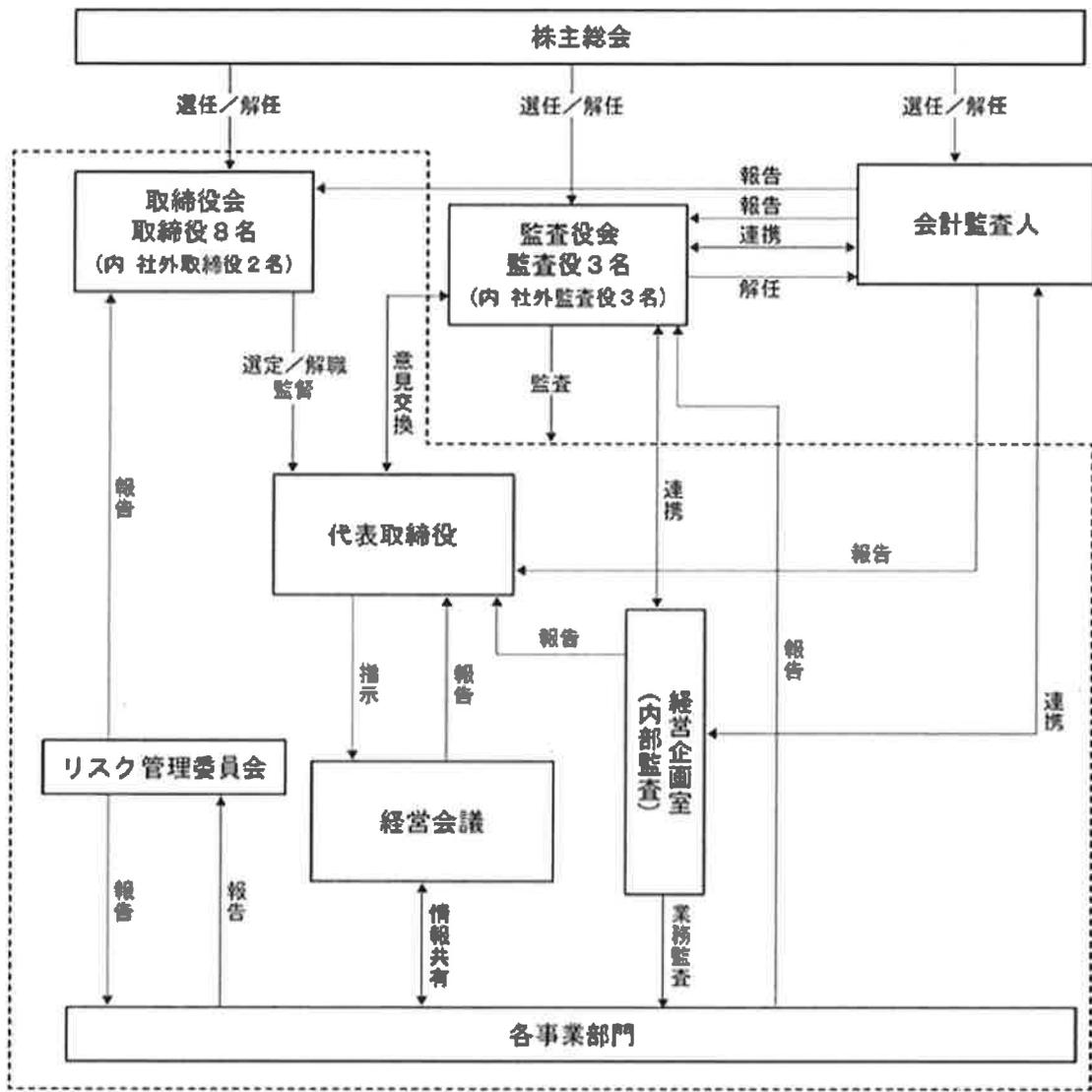
取締役会は、取締役 8 名（うち社外取締役 2 名）で構成され、RST の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有している。会社法及び定款で定められた事項並びに RST の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関として、原則として毎月 1 回開催している。また、取締役及び部室長で構成された経営会議を取締役会の日程に合わせて実施している。経営会議においては事業・営業に関する重要事項の報告と活発な論議を通じ、意思疎通及び情報共有を図っている。

監査役会は監査役 3 名（すべて社外監査役）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を監査している。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて経営全般に関する幅広い検討を行うとともに、毎月開催される監査役会において情報を共有し実効性の高い監査を効率的に実施するよう努めている。

(2) 内部監査及び監査役監査

内部監査機能としては、社長直結の独立部門として「経営企画室」（人員 1 名）を設置しており、監査計画に基づき、社内の各部門の業務運営状況を専任者が定期的に監査している。また、経営企画室は会計監査人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っている。

監査役は 3 名（すべて社外監査役）の監査体制である。常勤監査役は、取締役会はもとより経営会議その他の重要会議に出席し、業務執行に関する適切な監査や助言を行い、経営の質的向上と健全性確保に努めている。また、非常勤監査役を含めて、経営活動全般にわたり独立した立場からの客観的な監査や助言が実現されるよう図っている。監査役は定期的に経営企画室と会議を行い、活動状況の報告を受け、その活動について助言を行い、必要に応じて調査を求めている。また、会計監査人とは必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えている。



第3 調査手続の概要及び調査の方法

1 調査の基本方針

本委員会は、RST、A社及びB社から開示を受けた資料、RSTの代表取締役社長である方永義氏（以下「方社長」という。）が株式を保有するC社から開示を受けた資料、デジタル・フォレンジックにより入手したデータ、関係者からのインタビュー、並びに公開情報等を基に調査を実施し、もって事実関係の解明及び原因分析を行った。

2 調査実施期間

本委員会は、2018年12月14日から2019年1月31日までの間、調査を実施した。

3 調査対象期間

本委員会は、本件取引の開始時期が2015年8月であり、それ以前にRSTにおいて同種形態の取引が存在しないことを踏まえ、調査の実効性及び実現性の観点から、調査対象期間を2015年1月1日から2018年12月14日までとした。

4 調査の方法

(1) 関係者に対するインタビュー

本委員会は、RST、A社、B社及びC社の役職員を対象に、面談又は電話にて、1回又は必要な場合は複数回のインタビューを実施した。具体的なインタビューの実施状況は別紙（インタビュー一覧）のとおりである。

また、インタビュー対象者に対しては、必要と認めた場合には、インタビューの前夜を問わず、電子メール又は電話を用いた方法による質疑を行った。

(2) エンドユーザーに対するインタビュー

本委員会は、本件取引においてエンドユーザーとされているX社及びY社の役職員を対象に、面談にて、それぞれ1回のインタビューを実施した。

(3) 会計監査人に対するインタビュー

本委員会は、調査の過程において、RSTの会計監査人である有限責任あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」という。）の業務執行社員及び補助者を対象に、面談にて、1回のインタビューを実施した。

(4) デジタル・フォレンジック

デジタル・フォレンジックは、電子データの証拠能力を損なうことなく保全・収集し、収集した電子データの内容を閲覧する作業である。

本委員会は、デジタル・フォレンジックに関し、FRONTEOの支援を得て、電子メ

ール及びその添付ファイル並びに対象者のパソコン内の保存ファイルについて、保全・復元による収集を行った上で、データの内容を閲覧した。

RST においては、電子メールデータを外部のクラウドサービス業者のデータセンターにて管理しているものの、一定期間を経過すると削除され、各人のパソコン内においてのみ電子メールデータが残存する。そこで、本委員会は、下表のとおり本件取引に
関与していると思われた RST 役職員 6 名を対象者として、FRONTEO により各人のパソコン内のハードディスクから電子メールデータ等を抽出した。調査対象者の電子メールデータ等の件数は全部で 2,552,126 件であり、対象期間（2015 年 1 月 1 日以降）の設定や重複削除等の処理を行った後の件数は 830,266 件であった。

氏名	役職
方永義	代表取締役社長
本郷邦夫	取締役事業本部長
鈴木正行	取締役管理本部長
e 氏	経営企画室長
f 氏	執行役員営業部長
g 氏	財務経理部主任

抽出した電子メールデータ等は、FRONTEO においてインデックス処理（全文検索のための下処理）を施した上、キーワードによる条件検索を行って該当した電子メールデータ等 55,548 件を対象として、本委員会の指示に従って分析及び検討を行った後、その結果を踏まえ、本委員会において改めて分析及び検討を行った。

なお、本件取引の開始当初に本件取引の実務フローを担当していた e 経営企画室長については、2017 年 5 月頃に故障によりパソコンを交換していたため、故障以前の電子メールデータ等を保全・確認することはできなかった。また、g 財務経理部主任についても、2018 年 2 月頃に故障によりパソコンを交換していたため、故障以前の電子メールデータ等を保全・確認することはできなかった。

(5) アンケートの実施

本委員会は、RST 営業部の役職員のうち、調査対象期間において RST の「半導体生産設備の買取・販売事業」のセグメントに関する業務及び「その他」のセグメントのうち「半導体の関連材料販売」に関する業務を担当していた役職員（退職者を除く。）を対象として、本件取引の認識の有無、本件取引の実在性に関する認識、類似行為の存否などについて網羅的に調査するべく、アンケートを実施した。

アンケート対象者は合計 15 名であり、全員から回答を得た。なお、かかるアンケートは記名式で行った。

(6) 臨時内部通報窓口の設置

本委員会は、RST 本社に所属する役職員全員を情報提供者の範囲と定め、2018 年 12 月 18 日から 2019 年 1 月 18 日までの間、弁護士法人ほくと総合法律事務所を窓口として、本件取引及びこれに類似する行為若しくはその疑いのある行為について広く情報提供を求める旨の、臨時内部通報窓口を設置した。

(7) 社内資料の精査

本委員会は、必要に応じ、関連する社内資料を精査した。主な資料は下記のとおりである。

- ・稟議書、取引開始に関する社内資料
- ・注文書及び請求書等の取引関連資料
- ・関連する取締役会議事録（説明資料も含む）
- ・仕入と支払、及び販売と請求・回収に係る業務プロセスに関する資料
- ・得意先元帳や仕入先元帳、仕入先・売上先別月次推移データ
- ・類似事案の調査における個別取引の各種帳票類

5 調査の前提と限界

(1) 本報告書及び調査結果の利用

本報告書及び本委員会の調査結果は、調査対象の事案に関する RST における事実確認及びこれに関連する問題等が指摘された場合における発生原因の究明と再発防止策の策定・評価のために用いられることが予定されている。本委員会は、本報告書及び本委員会の調査結果が、上記以外の目的のために用いられることを予定していない。

(2) 任意調査

本委員会による調査は、捜査機関による捜査とは異なり、関係者の協力に基づくものである。搜索・差押え等の強制的な手段を用いることのできる捜査機関とは異なり、調査は自ずから関係者の任意の協力度合いに影響を受けることが否定できず、特に、関係者からのインタビュー内容の真偽について確認する手段も限定されている。

(3) 時間的・人的制約

本委員会による調査は、前述の調査実施期間に、前述の各委員が優先順位を考慮しながら一部において役割分担しながら実施したものであり、調査の範囲及び深度には時間的・人的制約が存在した。

(4) 関係者のパソコンの交換

前述のとおり、本件取引の開始当初に本件取引の実務フローを担当していた e 経営

企画室長及び g 財務経理部主任については、パソコンを交換していたため、交換前の電子メールデータ等を保全・確認することができなかった。

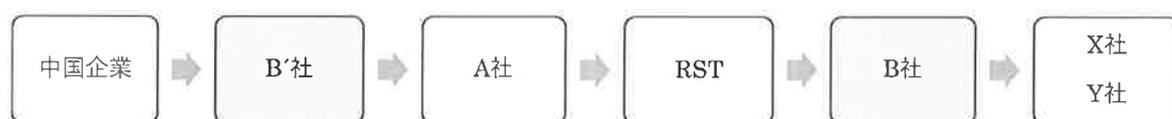
第4 B社による架空取引

1 本件取引の実態及び規模

(1) 本件取引の実態

本件取引は、次のとおり、形式的には、中国企業から、B社と本店所在地、役員、資本¹を同じくするB社が輸入した後、A社→RST→B社と順に転売され、X社及びY社をエンドユーザーとする商流とされていた²。しかし、本委員会による調査の結果、本件取引は、実態としては、B社が主導した、当初から本件商材が実在しない架空取引であったと認められる。

また、本件取引を経済的に見れば、RSTのA社に対する支払サイト（即日）とB社のRSTに対する支払サイト（90日（当初95日））との差を用いた、金融取引に過ぎないものと認められる。



(2) 本件取引の規模

RSTにおけるA社からの仕入額及びB社への販売額の月次推移は下記のとおりである（いずれも税込額）。

単位：千円（税込）

	販売額 (税込)	年間合計	仕入額 (税込)	年間合計	差額	年間合計
2015年1月	0		0		0	
2015年2月	0		0		0	
2015年3月	0		0		0	
2015年4月	0		0		0	
2015年5月	0		0		0	
2015年6月	0		0		0	
2015年7月	0		0		0	
2015年8月	51,642		50,145		1,497	
2015年9月	51,642		50,145		1,497	
2015年10月	51,642	258,212	50,145	250,727	1,497	7,484
2015年11月	51,642	(税抜額：)	50,145	(税抜額：)	1,497	(税抜額：)
2015年12月	51,642	239,085)	50,145	232,155)	1,497	6,930)
2016年1月	72,908		70,442		2,466	
2016年2月	72,908		70,442		2,466	
2016年3月	72,908		70,442		2,466	
2016年4月	72,908		70,442		2,466	

¹ B社の代表取締役社長であるb氏の供述によれば、株主もB社と同じくb氏一人とのことである。

² ただし、後述のとおり、当該商流の認識は、RSTと、A社及びB社との間では一部齟齬がある。

	販売額 (税込)	年間合計	仕入額 (税込)	年間合計	差額	年間合計
2016年5月	72,908		70,442		2,466	
2016年6月	72,908		70,442		2,466	
2016年7月	72,908		70,442		2,466	
2016年8月	72,908		70,442		2,466	
2016年9月	72,908		70,442		2,466	
2016年10月	72,908	874,901	70,442	845,310	2,466	29,592
2016年11月	72,908	(税抜額 :	70,442	(税抜額 :	2,466	(税抜額 :
2016年12月	72,908	810,093)	70,442	782,694)	2,466	27,399)
2017年1月	72,908		70,442		2,466	
2017年2月	72,908		70,442		2,466	
2017年3月	72,908		70,442		2,466	
2017年4月	72,908		70,442		2,466	
2017年5月	72,908		70,442		2,466	
2017年6月	72,908		70,442		2,466	
2017年7月	72,908		70,442		2,466	
2017年8月	72,908		70,442		2,466	
2017年9月	72,908		70,442		2,466	
2017年10月	72,908	874,901	70,442	845,310	2,466	29,592
2017年11月	72,908	(税抜額 :	70,442	(税抜額 :	2,466	(税抜額 :
2017年12月	72,908	810,093)	70,442	782,694)	2,466	27,399)
2018年1月	83,435		81,007		2,428	
2018年2月	83,435		81,007		2,428	
2018年3月	83,435		81,007		2,428	
2018年4月	83,435		81,007		2,428	
2018年5月	83,435		81,007		2,428	
2018年6月	83,435		81,007		2,428	
2018年7月	83,435		81,007		2,428	
2018年8月	83,435		81,007		2,428	
2018年9月	83,435		81,007		2,428	
2018年10月	83,435	917,785	81,007	891,080	2,428	26,705
2018年11月	83,435	(税抜額 :	81,007	(税抜額 :	2,428	(税抜額 :
2018年12月	0	849,800)	0	825,074)	0	24,726)

なお、後記5記載のとおり、RSTの会計処理上、2016年1月以降の取引に関しては、仕入額と売上額との相殺後の純額を売上高として計上している。その結果、本件取引の売上高の累計は318,611千円（2015年：239,085千円、2016年：27,399千円、2017年：27,399千円、2018年：24,726千円）（税抜）となっている。また、本件取引は前記第2・2に記載したRSTの事業セグメントの内、「その他」セグメントのうち半導体の関連材料販売事業に関する損益として計上されている。

なお、本件発覚後、A社及びB社との本件取引は停止しており、2018年12月以降、本件取引に関するA社からの仕入及びB社に対する売上は計上されていない。

2 本件取引の開始に至る経緯

(1) A社とRSTの関係

方社長は、元来、C社の代表取締役として同社の経営に携わっていたところ、同社においてシリコンの端材を取り扱うために、A社の代表取締役であるa氏に対し、A社が取り扱っているシリコンの端材を販売してくれるよう、話を持ちかけた。これを契機として、方社長とa氏との間の交流が始まった。その後も、C社は、A社との間で、長年に渡り、シリコンの端材やシリコンを入れる容器等の取引を行っている。

a氏は、2010年12月にRSTが設立される際、出資者の1人となり、また、RSTの設立初期である2011年1月にαという役職にも就任した。また、RSTは、A社から、中古のウェーハを購入し、それをRSTが加工して再生ウェーハとして販売するなどの取引で、取引関係がある。特に、a氏は、自己の人脈を通じて、RSTにとって仕入れが困難な中古ウェーハをRSTに販売するなど、RSTの発展に寄与をしてきた。

(2) A社・B社間の従前取引

A社とB社とは十数年の取引関係³にある間柄である。本件取引の直近では、A社は、B社との間で、本件商材とは別の商材（タングステン）について、B'社が中国企業から輸入し、B'社がA社へ販売し、A社がそれをB社に転売するという取引を行っていた。この取引では、A社からB'社に対する支払は即日払いとされていた一方、B社からA社に対する支払は95日後払いとされており、かかる支払期限を設けることによって、B社の資金繰りを手助けする趣旨でなされており、A社が3.5%程度の手数料を取得していた。

もっとも、A社が取り扱っていたシリコン製品の価格が急落したことをきっかけとして、A社として資金的な余裕がなくなり、タングステンにかかる取引を継続することが困難となってきたため、a氏は、B社の代表取締役社長であるb氏に対して、タングステンの取引の中止を申し入れ、半年程度掛けて取引額を縮小させていき、最終的には2013年12月頃には取引を終了させた。

(3) a氏によるb氏の紹介

B社との間のタングステンの取引を終了させた後、b氏から、a氏に対して、今後は本件商材が伸びるとして、本件商材の取引にかかる資金提供会社を探して欲しい旨の依頼があった。b氏は、a氏に対して、エンドユーザーはZ社やY社などであること、既にB社の取引銀行から上限まで借入れがあり、新たな銀行借入れをすることは難しいこと、資金の融通のために間に入ってもらえる会社を探していることを説明した。

³ a氏から受領したA社・B社間の取引ファイルによれば、2004年11月付けでA社・B社間でやりとりした書類が確認できるので、遅くとも2004年頃には両者は仕事上の関係をもっていたものと推認できる。

これを受けて、a氏は、RSTの方社長が、ウェーハの再生事業や半導体生産設備の買取・販売以外の第三の柱を見つけて事業を拡大していきたいという希望があることを耳にしていたことから、RSTが間に入るのが良いのではないかと考え、b氏にRSTを紹介すると回答した。

(4) 本件取引の商流及び取引内容に関する当初の説明内容

2015年2月～3月頃（以下、特段の断りのない限り、本項（第4・2）において、日付は2015年を指す。）、RSTの方社長は、A社のa氏から、タングステン等のレアメタルや金属シリコン等々の商材の取り扱いに長けているB社という会社があること、B社が本件商材の取引を行う取引先を探していること、本件商材は、研磨剤として利用されるものであるため、シリコンウェーハの延長線上ともいえる商材であること等から、RSTの事業の第三の柱にすればよいのではないかなどの説明を受けて、一度b氏と面会をしてみないかと打診された。

5月1日、a氏は、b氏からa氏に送信されてきたメールを、方社長に対して転送した。かかる転送メールには、本件取引の商流として、「B社←方様←B社関係会社での伝票発行になります。」などと記載されていた。

また、5月21日、a氏は、b氏からa氏に送信されてきたメールを、方社長に対して転送した。かかる転送メールには、「販売チャンネルに参画し、資金ご協力をお願いできないか?」、「B社及び同グループの中で売切り・買切り方式で参画する。」などと記載されていた。かかるメールに添付されていた「概略」と題する資料には、本件取引の商流として、「販売先←B社←資金提供会社←B'社←仕入先」などと記載されるとともに、支払条件として、「(1)支払日 毎月5日 資金提供会社→B'社」、「(2)返済日 95日後 B社→資金提供会社」などと記載されていた。

これらのメール及び添付資料には、B社の関係会社であるB'社が中国から輸入して資金提供会社に販売した上で、当該資金提供会社がB社に対して転売することが明記されているが、この時点では、A社は商流に組み込まれていなかった。

(5) 三者間での面談

6月5日、方社長は、a氏及びb氏と面談をした。b氏及びa氏は、方社長に対し、今後本件商材を含む各種商材に関するビジネスにおいて提携をしていきたいと述べた。

このとき、方社長は、本件商材の取引については、b氏及びa氏に対し、RSTが入口又は出口に入る形として欲しい旨を伝えた。ここでいう「入口」とは、RSTが中国企業から直接輸入をするという意味であり、また、「出口」とは、RSTがB社ではなくエンドユーザーに対して直接販売をするという意味である。

なお、方社長は、正確な時期は不明であるが、鈴木正行取締役管理本部長（以下「鈴木管理本部長」という。）に対し、a氏及びb氏から本件商材の商流に加わって欲しい

と依頼を受けたことを相談した。これに対して、鈴木管理本部長は、単に間に入る取引ではなく、入口又は出口に RST が関与しなければならず、単に商流の間に入るだけであれば、取引を行うべきではないと忠告した。また、鈴木管理本部長は、B 社の関係会社である B'社が中国から輸入して RST に販売し、RST が B 社に転売する際の B 社から RST に対する支払サイトを長く設定した場合には、単なる金融取引に該当してしまうため、そのような取引は上場会社としてはできないと忠告した。かかる相談や忠告が 6 月 5 日の面談の前後になされたかについては、関係者には明確な記憶がない。もっとも、同月 8 日に b 氏が a 氏に対して送信したメールには、「先日のお話で、現状でのルートの一部若しくは増量分について RS テクノロジー様に入っていただくとのことのお話ですが、従来からの商社にその旨を伝えましたところ、もし必要なら自分で資金を調達するので、すべて自分でやりたいとの返事でした。」という記載や、7 月 2 日に b 氏が a 氏に対して送信したメールには、「方社長のご方針を確認していただけないでしょうか。前回お会いさせていただいた時には、中国サイドの弊社の仕入先と弊社の間には RS テクノロジー様が入ることが前提だとのことのお話でした。」という記載があることから、6 月 5 日の面談の前に方社長が鈴木管理本部長と相談をして、前述の忠告を受け、その忠告を踏まえて、方社長が a 氏及び b 氏の面談で、前述のとおり本件商材の取引については、少なくとも RST が入口に入る形でなければならないと述べていた可能性が高い。

もっとも、6 月 8 日、b 氏は、a 氏に対し、方社長の要請（RST が入口又は出口に入る形として欲しい要請）については断った。その後も a 氏からは本件商材を取り扱うことについて検討を促されたが、方社長は、a 氏に対し、RST が入口又は出口に入る形として欲しいと伝えるとともに、そうでないとしても A 社が輸入することできちんと管理をして欲しいと回答した。

(6) 本件取引に関する b 氏からの正式要請

7 月 15 日午前 10 時 27 分、a 氏は、b 氏から a 氏に送信されてきたメールを、方社長に対して転送した。a 氏は、かかる転送メールを方社長に送信する際、「予めからご依頼のありました標記の件以下の通り、B 社より正式に要請があります。」と伝えた。かかる転送メールには、本件取引の商流として、「B'社→A 社→RS→B 社」などと記載されるとともに、「コミッション」として、A 社が 0.5%、RST が 3%を取得し、B 社から RST への支払は、95 日サイトである旨が記載されていた。このメールには、上記の 5 月 1 日や同月 21 日のメール及び添付資料とは異なり、B'社が中国の会社から輸入し、A 社に対して販売し、A 社が RST に転売するという商流が記載されていた。

これに対して、方社長は、7 月 15 日午後 1 時 2 分、改めて、RST が入口又は出口に入る形として欲しい旨をメールにて返信した。しかし、a 氏は、同日午後 4 時 9 分、B 社が仕入先や販売先と秘密保持契約を締結していることを理由に、RST が入口又は出

口に入る形とすることはできない旨をメールにて返信した。

また、同月 16 日、a 氏は、b 氏から a 氏に送信されてきたメールを、方社長に対して転送した。かかる転送メールは、方社長の要請（RST が入口又は出口に入る形として欲しいという要請）を断るものではあったが、改めて、これまで提示した商流を前提として、RST に本件商材の商流に加わって欲しい旨を要請する内容のものであった。

(7) 実務ベースの要請及び方社長と a 氏の間での面談

7 月 22 日午後 2 時 49 分、a 氏は、b 氏から a 氏に送信されてきたメールを、方社長に対して転送した。a 氏は、かかる転送メールを方社長に送信する際、「標記の件 B 社より以下の通り、実務ベースの要請があります。」などと伝えた。かかる転送メールには、「伝票（注文書）の流れ」として、「A 社様→B'社」などと記載され、また「支払の流れ」として、「7 月末まで A 社様→B'社」などと記載されていた。このメールには、上記の 7 月 15 日のメールと同様に、B'社が中国の会社から輸入し、A 社に対して販売するという商流が記載されていた。

7 月 22 日の夜、方社長は、出張先の大阪において、a 氏と会食をした。方社長は、a 氏に対して、改めて、B'社が輸入する形では RST として取引を開始することはできないから、少なくとも A 社が直接輸入する商流にして欲しい旨を伝えた。この点に関するやり取りの詳細及び本委員会の評価については、後記第 4・6 に詳述するが、a 氏の言動を受けて、方社長は、B'社が中国企業から輸入する形ではなく、A 社が中国企業から輸入する形になると認識した。併せて、方社長は、同日以前に、鈴木管理本部長から、B 社が RST に対して負担する債務について a 氏が連帯保証するのでなければ本件取引を開始することはできない旨の忠告を受けていたため、a 氏に対して、B 社が RST に対して負担する債務について a 氏の連帯保証を要請し、a 氏はこれを了解した。

(8) RST の認識した商流及びエンドユーザーとの間の取引基本契約書の要請

7 月 23 日午後 3 時 47 分、方社長は、a 氏を宛先、鈴木管理本部長を CC として、次のとおり、メールを送信した（太字下線は、本委員会が付した。）。

a 社長 殿

お世話になります。

昨日は長いお付き合いをしていただき、ありがとうございました。

さて、表題の件ですが、当社（鈴木）より基本契約書（個人保証も）をお送りいたしますので、よろしく願います。

鈴木さん

お疲れ様です。

商流ですが、A 社→RST→B 社になります。

よろしく申し上げます。

尚、B社様の情報は後ほどお送りします。

このメールには、商流として「A社→RST→B社」などと記載されており、B社の記載はなかった。このような記載になったのは、前記第4・2・(7)のとおり、7月22日夜のa氏の言動を受けて、方社長は、B社が中国企業から輸入する形ではなく、A社が中国企業から輸入する形になると認識したためである。

また、方社長は、7月23日午後4時11分、a氏に対し、次のとおり、メールを送信した（太字下線は、本委員会が付した。）。

表題の件につき、最後のお願いですが、B社様とZ社やY社さんとの基本契約書のコピーを頂けると幸いです。
よろしく申し上げます。

これに対して、a氏は、同日午後6時10分、方社長に対し、B社はエンドユーザーとの間で秘密保持契約を締結している関係から、基本契約書の記名押印部分以外を開示することはできない旨を返信した。

7月28日、方社長は、e経営企画室長とともに、RSTの移転前の本社において、a氏及びb氏と面談した。このとき、b氏は、B社がX社やY社に対して本件商材を転売していることの証拠として、B社とX社との間の2005年4月27日付け取引基本契約書及びB社とY社との間の2014年10月2日付け取引基本契約書（いずれも各当事者の押印がなされているもの）のコピーを交付した。このとき写しの提供を受けた取引基本契約書は、いずれも落丁がある状態でコピーされたものであり、契約書全体をコピーしたものではなかった。

なお、前述のとおり、方社長はZ社やY社との間の基本契約書を要求したが、b氏の供述によれば、エンドユーザーにつきZ社及びY社と説明していたが、実際には当時B社においてZ社との取引がなかったため、Y社に加え、当時B社と取引のあったX社との間の取引基本契約書を持参したとのことである。

(9) 取引基本契約書の締結及び連帯保証

RSTは、7月29日、A社に対し、RST及びA社間の取引基本契約書の書式を、また、B社に対し、RST及びB社間の取引基本契約書の書式を送信した。A社との間の取引基本契約書には、a氏がA社の負担する債務について連帯保証する旨の条項が、また、B社との間の取引基本契約書には、b氏がB社の負担する債務について連帯保証する旨の条項が含まれていた。

また、前述の7月22日の夜の会食時の方社長及びa氏とのやり取りを踏まえ、e経営企画室長は、RSTとB社との間の取引基本契約書にa氏がB社の負担する債務につ

いて連帯保証する趣旨の記載を新たに設けるべく、B社との間の取引基本契約書の書式を修正して、7月30日午後1時6分、再度、B社に対して送信した。

その後同日中に、A社及びB社から、それぞれ、RSTとの間の取引基本契約書⁴（いずれも、押印済みのもの）がRSTに対して送信された。

(10) 現物の確認及び取引の開始

方社長は、本件取引を開始するにあたって本件商材の現物やB社の本社を確認する必要があるため、8月5日、a氏とともにB社を訪問し、本件商材の瓶が複数本保管されていることを確認した。また、方社長は、RSTの役職員に見せるためのサンプルとして、B社から、本件商材が入った瓶の現物を借りた。

翌6日、a氏は、A社からRST宛の本件商材の仕入代金に関する請求書を発行し、方社長及びe経営企画室長に対してこれを送信した。

翌7日、方社長は、e経営企画室長及び鈴木管理本部長に対し、同月5日に撮影した本件商材の写真を送信するとともに、「A社から仕入れますダイヤモンドパウダーの商品確認をしましたので、支払いをお願いします。」と指示をした。これを受けて、e経営企画室長は、同日、同日付けのB社宛の注文請書を発行してB社の従業員に対して送信するとともに、A社宛の注文書を発行してa氏に対して送信した。かかるB社宛の注文請書にB社による支払いは95日後と記載され、また、A社宛の注文書には納品予定日及び支払期日ともに、発行日と同日（8月7日）の記載がされていた。そして、RSTは、同日、A社に対し、本件商材の代金（50,145,480円（税込））を支払った。

(11) 集合債権譲渡担保の設定の要請

a氏は、RSTがB社から代金の回収を確実にできるようにするために、B社がエンドユーザーに対して有している売掛債権に譲渡担保をRSTのために設定させることを発案し、A社の顧問税理士に集合債権譲渡担保に必要な事項を記載したメモを作成させ、また、集合債権譲渡担保契約書の雛形を作成させた。A社の従業員は、8月20日、RSTの従業員に対し、集合債権譲渡担保の設定方法に関するメモ及び集合債権譲渡担保契約の雛形を送信し、翌21日、a氏及び方社長は、集合債権譲渡担保の設定に関して打ち合わせをした。また、e経営企画室長は、同日、RSTの顧問弁護士に対し、A社から受領した集合債権譲渡担保の雛形を送信してリーガルチェックを受けるとともに、同月25日、b氏及びB社従業員に対し、RST顧問弁護士のリーガルチェックを経た集合債権譲渡担保契約の雛形の改定版を送信した。

もっとも、b氏は、a氏に対し、B社がエンドユーザーに対して有する売掛債権に集合債権譲渡担保を設定する方法を受け容れることはできないと回答した。

⁴ ただし、本委員会は、同取引基本契約書に係る連帯保証の効力については検討していない。

(12) エンドユーザーの注文書の確認

a氏は、b氏に対し、集合債権譲渡担保を設定することの代替案として、B社がエンドユーザーであるX社やY社から受領した注文書をA社に送ってもらい、それをA社がRSTに対して転送することで、A社において商品の管理ツールとするという案を提案するとともに、これらのエンドユーザーの注文書を確認できなければA社は取引を行わないと要請した。なお、a氏は、B社との間のタングステンの取引の際にも、エンドユーザーの注文書をb氏から提供させることにより、エンドユーザーからの発注があることを確認していた。

その後、9月8日、a氏は、b氏からa氏に送信されてきたメールを、方社長及びe経営企画室長に対して転送した。かかる転送メールには、X社のB社宛の注文変更一覧表2通が添付されており、1通は品名、数量、単位及び単価が黒塗りとなっており、もう1通は数量、単位及び単価が黒塗りとなっていた（品名は黒塗りとなっていなかった）。また、かかる転送メールには、Y社のB社宛の注文書及びB'社宛の注文書が1通ずつ添付されており、B'社宛の注文書は品名、数量、単価が黒塗りとなっており、B社宛の注文書は数量及び単価が黒塗りとなっていた（品名は黒塗りとなっていなかった）。

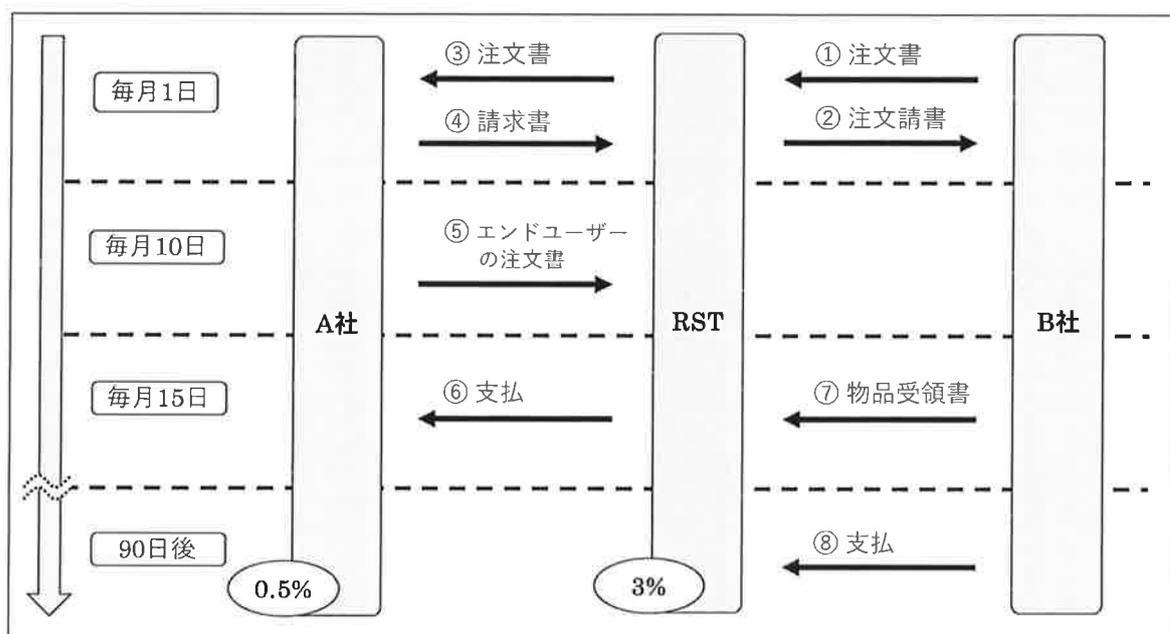
なお、これらの注文書は、いずれも、合計金額は黒塗りとはなっていなかった。a氏の供述によれば、エンドユーザーからの注文金額がA社とRSTとの間の取引金額よりも大きいことを確認して安心していたとのことである。

3 本件取引の実務フロー等

本件取引は、当初はe経営企画室長が窓口となって、おおむね以下の流れで行われるようになった。なお、途中で実務フロー等が多少修正されたことや、営業日の関係で日付が前後する場合もあるが、以下では、基本的な実務フロー等を記載する。

- ①毎月1日、B社が、RSTに対し、本件商材の注文書を発行する。B社の代金支払日は、納品日の90日後とする。
- ②同日、RSTが、B社に対し、本件商材の注文請書を発行する。
- ③同日、RSTが、A社に対し、本件商材の注文書を発行する。
- ④同日、A社が、RSTに対し、納品日を当月15日として、本件商材の請求書を発行する。RSTの支払日は、納品日と同日とする。
- ⑤毎月10日（納品日の5日前）、A社が、RSTに対し、B社から受領したX社及びY社名義の注文書（品名、数量及び単価等が黒塗りとなっているもの）を送信する。
- ⑥毎月15日（納品日と同日）、RSTが、A社に対し、本件商材の代金を支払う。
- ⑦同日、B社が、RSTに対し、本件商材の物品受領書を発行する。
- ⑧90日後の毎月15日（支払日）に、B社が、RSTに対し、本件商材の代金を支払う。
- ⑨A社は代金の0.5%を、RSTは代金の3%を手数料として取得する。

以上を図示すると、次のとおりである。



4 本件取引の実在性

(1) 本件取引の実在性を示す積極証拠の不存在

本件取引は、本件商材をエンドユーザーに直送する形式とされていたところ、B社からA社経由でRSTに対してほぼ毎月提出されたエンドユーザーから提出されたとする注文書（以下「本件エンドユーザー注文書」という。）の写しが存在する（前記第4・3⑤参照）。しかし、品名⁵、発注数量、単価等がことごとく黒塗りされたものであり、当該注文書に係る商材の有無、数量、金額を含む取引内容をおよそ推知できず、証憑として無価値というほかない。

そのほか、本委員会の調査によっても、本件取引の実在性を示す積極証拠は見当たらなかった。

(2) b氏の自認

後述のとおり、b氏は、本委員会によるインタビューに対し、当初から本件商材を対象とするB社とX社及びY社との間の取引がいずれも実在しないことを自認した。また、b氏の供述によれば、B社からA社経由でRSTに提供した本件エンドユーザー注文書は、本件取引を実行するために、B社において取引月ごとに作成⁶した文書である

⁵ 2015年10月7日付けのもののみ「品名」欄の黒塗りがなく、「DIA 1-15u」との表記が確認できるが、いずれにしても、発注数量、単価等は黒塗りされており、全体として取引内容を推知できない。

⁶ 本委員会によるインタビューに際し、b氏は、黒塗り加工を含めて文書の作成を外部業者に委託した旨を供述するため、本委員会から、当該外部業者の属性や委託量等をさらに質問したところ、当該外部業者は、印刷関係の知り合いの個人であり、1枚当たり500円程度の対価で作成してもらったとのことであるが、

とのことであり、X社及びY社が実際に発行した文書ではない。

(3) X社及びY社の回答

ア X社

本委員会は、本件取引の実在性の有無を確認するべく、本件取引のエンドユーザーとされるX社に対して書面により事実確認への協力を要請したところ、X社本社において、x氏に対するインタビュー及び電話聴取を行うことに奏功した。

当該インタビュー及び電話聴取におけるx氏の供述要旨は、次のとおりである。

- ・ X社は、B社との間で2011年に取引基本契約書を締結していたが、B社との間の取引は2014年頃までに終了している。
- ・ X社・B社間の取引実績は、B社が仕入れた商材をX社が購入するという取引であり、取引規模は、年間で60万円程度に過ぎない。取引当時においてもX社にとってB社は年間で億単位の取引を行う間柄ではなかった。
- ・ X社名義の「注文変更一覧表」は、X社が作成したものではない。そもそも、その作成日付の時点では、X社・B社間の取引は既に終了しており、X社名義の注文変更一覧表が存在することはあり得ない。
- ・ X社名義の注文変更一覧表は、X社の正規の注文変更一覧表の書式に近似しているが、右上の「X社資材部」に係る字体や、年代表記の方法等がX社の正規の注文変更一覧表の書式とは明確に異なるなど、一見してX社の正規の注文変更一覧表の書式ではない。
- ・ X社がB社との間の取引の実在性に関し同様の照会を受けたのは、本件を除いて3件ある。この3件は、裁判所等からの照会による。

イ Y社

本委員会は、本件取引の実在性の有無を確認するべく、本件取引のエンドユーザーとされるY社に対し書面により事実確認への協力を要請し、Y社本社において、同社代理人弁護士同席のもと、y氏らに対するインタビューを行うことに奏功した。

当該インタビューにおけるy氏らの供述要旨は、次のとおりである。

- ・ Y社は、B社ないしB'社との間で、過去2つの取引があった。一つは、B'社が輸入した商材をY社が購入した後、Y社からB社に販売し、さらにB社がエンドユーザーとされたX社に転売するという取引（以下「商社取引」という。）である。もう一つは、Y社の本業に使用する原料である商材をB社が輸入し、同商材をY社がB社から購入する取引（以下「本業取引」という。）である。

それ以上のことは同人に迷惑を掛けるので、回答できないということであった。当該供述の真偽はともかく、いずれにしてもB社の意思に基づき本件エンドユーザー注文書が作成されたと評価できることに何ら変わりはない。

- ・ 商社取引は2013年10月から2017年5月まで存在した。当時、B'社、Y社、B社三者間で取引の基本契約書を締結していた。商社取引の対象商材は、当初SiCという炭化ケイ素であったが、B社の代表者から契約当初から将来的にはダイヤモンドに切り替わっていくとの説明を受けており、2016年11月から本件商材が加わり、以降本件商材にシフトしていき、2017年5月まで本件商材とSiCの取引が継続した。なお、商社取引は、取引の実在性に疑問があるとの外部信用情報機関からの情報提供を契機として終了したものであり、現在、商社取引に係る売掛債権残金を巡りB社との間で係争中である。
- ・ 本業取引は、2013年夏頃から2017年8月まで存在した。本業取引に関し当時、Y社及びB社との間で2014年10月2日付け取引基本契約書を締結していた。ただし、同契約書締結前より取引自体は先行して開始されていた。本業取引の対象商材は、タングステン及びモリブデンであり、いずれも本業で使用する材料である。したがって、同取引基本契約書は、本件商材とは無関係のものである。
- ・ Y社名義の注文書のうち、B'社宛のものは、商社取引に係るSiC等を対象商材とするB'社宛注文書の実物に品名、数量、単価等を黒塗りしたものと推察される。当該黒塗り部分以外の記載内容は、発注責任者の印影を含めて、当該実物のそれと全く同一である。したがって、黒塗りされた部分には、実際には、当該実物同様に対象商材としてSiC等、その数量及び単価がそれぞれ表示されていたはずである。なお、B'社宛のY社名義の注文書について、2017年6月以降の日付となっているものは、そもそも商社取引終了後であるから、Y社がB'社宛て注文書を発行することはあり得ない。したがって、当該注文書は、日付を含めて偽造ないし変造されたものと推察される。
- ・ Y社名義の注文書のうち、B社宛のものは、Y社が本業取引でB社宛てに発行した注文書とは書式及び字体等が異なる。また、発行責任者の印影が偽造された痕跡が認められる。したがって、当該注文書は、Y社が発行したものではなく、偽造されたものと推察される。

(4) 小括

以上によれば、本件取引は、B社の主導による、当初から本件商材を対象とするB社とX社及びY社との取引が実在しない架空取引であったと認められる。また、本件エンドユーザー注文書は、B社による偽造ないし変造文書と認められる。

したがって、本件取引を経済的に見れば、RSTのA社に対する支払サイト（即日）とB社のRSTに対する支払サイト（90日（当初95日））との差を利用したRSTでの資金負担を目的とした資金循環取引であり、金融取引に過ぎないものといえることができる。

5 本件取引開始前後の経緯

メールレビューの結果並びに方社長、本郷邦夫取締役事業本部長（以下「本郷事業本部長」という。）、鈴木管理本部長、f 執行役員営業部長及び RST 営業部の h 氏の供述によれば、次の事実を認定できる。

(1) 本件商材の拡販に向けた活動

本件取引開始前の 2015 年 6 月以降、RST は、本件商材の拡販を意図して、D 社など複数のメーカー等の企業に対し商談を持ちかけた。例えば、D 社に対しては、2015 年 6 月以降、RST から本件商材のサンプル品や粒度分布表、SEM（走査電子顕微鏡）写真等の関連資料を送付するとともに、双方の代表取締役出席の面談を実施するなどしたが、D 社における品質検査に不合格（2016 年 4 月 15 日付け「ダイヤモンド砥粒評価結果」）となるなどして最終的に破談に至った。また、RST は、2015 年 12 月 16 日、B 社に対し、本件商材の中国語版の資料作成を依頼し、当該資料を同月 18 日に B 社より入手した上で、中国及び台湾の企業向けにも拡販活動を展開するなどしていた。

しかし、結局、いずれの販売先候補についても、新たに本件商材の取引開始に至るところはなかった。

(2) 総額処理から純額処理への変更

2016 年 1 月 19 日、RST は、会計監査人であるあずさ監査法人から、本件取引に係る売上認識につき、一連の営業過程で仕入及び販売行為を行う際、通常 RST が負担すべき瑕疵担保責任、在庫リスク、信用リスクを負っていないなどの点から、会計基準に照らして、B 社との取引金額をそのまま売上に計上する総額処理ではなく、純額（ネット）処理、すなわち、A 社との取引金額とを相殺した差額のみを表示する処理方式が適当ではないかという指摘を受けた。

かかる指摘を受けて、RST は、総額処理を維持するため、RST において在庫を保有する途を模索したものの、販売先を確保できなかったことから断念し、遅くとも 2016 年 2 月 12 日に開催された取締役会における当該処理方式の変更の報告を経て、2016 年 1 月の月次決算以降、本件取引に係る売上認識を、総額処理から純額処理に変更した。

(3) 取引金額の増額

ア 1 回目の増額

2016 年 1 月 8 日、B 社より、A 社を通じて、RST に対し、本件商材を対象とする X 社及び Y 社との取引が、次のとおり、順調に拡大しているとして⁷、増額の要請

⁷ 前述のとおり、b 氏は、当初から本件商材を対象とする B 社と X 社及び Y 社との間の取引はいずれも実

があった。

X 社様向け販売	ダイヤモンド（単及び多結晶）	11 月 約 7,000 万円
		12 月 約 8,500 万円
		1 月以降 約 8,500 万円～1 億 2 千万円
	SIC 素材他	（略）
	セラミックス特殊プレス機等	（略）
Y 社様向け販売	ダイヤモンド（単及び多結晶）	11 月 約 3,000 万円
		12 月 約 4,000 万円
		1 月以降 約 4,000 万円～6,000 万円
	素材（タングステン、モリブデン）	（略）
	超硬製品	（略）

上記の通りですが、X 社様及び Y 社様だけの売上ですすでに 12 月には、2 億 3 千万円になっており、来年 1 月以降は、2 億 5 千万～3 億 5 千万円の売上を見込んでおります。

当然ですが、弊社の売上も 11 月には 6 億 5 千万円になり、今期の売り上げは 75 億程度を予定しております。それにともない、資金も必要になり、銀行だけでは追いつかなくなると予想しております。

ただ、ご存じのように現在はお客様からのコストダウンの要求が厳しいこともありますが、新規のご提案としまして、下記のようなご提案をさせていただきたいと思っております。

5,000 万円/月 マージン 3%（現状です）

7,000 万円/月 マージン 3.1%（7,000 万円に対してです）

1 億円/月 マージン 3.3%（1 億円に対してです）

* 支払条件等は、従来と同じです。

RST は、前記増額の要請に応じ、同月より、B 社との間の取引金額を月額 72,908,424 円（税込）に増額させた。

イ 2 回目の増額

2018 年 1 月 9 日、B 社より、A 社を通じて、RST に対し、次のとおり、本件商材のベース単価（従前 220 円）が 15%値上がりして 253 円になったとして⁸、増額

在していなかったことを自認しており、本件商材を対象とする B 社と X 社及び Y 社との間の取引が順調に拡大している旨の供述は虚偽と認められる。

⁸ 前述のとおり、b 氏は、当初から本件商材を対象とする B 社と X 社及び Y 社との間の取引はいずれも実在していなかったことを自認しており、本件商材のベース単価が値上がりした旨の供述は虚偽と認められる。

の要請があった。

ダイヤモンドパウダー単価変更の件になります。

変更内容：2018年1月よりベース単価（220円）15%up

・A社-RS テクノロジーズ $220 \times 15\% = 253$ 円

・A社-RS $2536 \times 0.5\% = 254.26$ 円〔原文ママ〕

・RS-B社 $254.26 \times 3\% = 261.88$ 円〔原文ママ〕

RSTは、前記増額の要請に応じ、同月より、B社との間の取引金額を月額83,434,968円（税込）に増額させた。

6 本件取引の実在性等に関する当事者の認識等

(1) B社

本委員会によるインタビューに対するb氏の供述内容は、概要次のとおりである。

- ① B社において、近年の売上の急拡大に伴い、銀行の与信枠を超えた取引規模に至ったことを背景事情として、本件取引には、B社にとって資金繰りの支援を得る目的があった。
- ② 本件商材を対象とするB社とX社及びY社との間の取引は、いずれも当初から実在しない。
- ③ b氏から、a氏及びRSTの役職員に対し、前記②の事実を伝えたことはない。
- ④ 前記②の事実がありながら、エンドユーザーとして、X社及びY社の名称を出したのは、両社との間で本件商材を取引対象とする商談が存在したためであるが、いずれも破談となり取引開始には至らなかった。
- ⑤ A社を介してB社が支払いを受けた本件取引に係る支払金は、他の商材に係る取引の支払原資として流用した。B社がRSTとの間で締結した取引基本契約書には、対象商材が特定されていなかったため、認識が甘かったのかもしれないが、流用することも許されると認識していた。
- ⑥ 本件取引の商談をRSTに持ちかけた経緯は、a氏からの紹介によるものであり、RSTとの具体的な交渉はa氏に一任していた。そのため、b氏はRSTとのやりとりの委細を承知していないし、本件取引の商流もa氏が決めたことである。a氏が本件取引をコントロールしていた。
- ⑦ 2016年2月5日に京都で、方社長及びa氏と面談した記憶はない。もっとも、そのころ、a氏から、本件取引に関し、A社が中国企業から輸入したと判断できる中国企業名義のINVOICEの作成と、本件商材の在庫管理表の提示を依頼された。そのため、B社は、当該INVOICEを作成の上、「3/10付RS様預り在庫

分」との表題の在庫管理表⁹とともに、これらを a 氏に対して交付した。a 氏が当該 INVOICE や当該在庫管理表を何のために使用するのかは a 氏から説明を受けていないし、聞いてもない。

- ⑧ 2016 年 1 月及び 2018 年 1 月の本件取引の増額要請を b 氏から行ったことはない。当該増額要請に係る b 氏自身が送信したメールがあるなら、当時そのようなやりとりがあったのかもしれないが、記憶はない。

b 氏の供述によれば、要するに、b 氏は、B 社の運転資金を獲得する目的で、本件商材を対象とする B 社と X 社及び Y 社との間の取引がいずれも実在しないにもかかわらず、あたかも当該各取引が実在するかのように装って、RST をして本件取引を行わせたものと認められる。したがって、本件取引は、当初より本件商材が実在しない架空取引であり、そのことを B 社は当然に認識していた（この点の A 社及び RST の認識は、後述する。）。

現に、b 氏は、前記⑤のとおり、本件取引に係る支払金を他の商材に係る取引の支払原資に流用した旨を供述しており、本件取引を巡る資金は、B 社の運転資金として随時費消されたものと推認できる。

なお、前記⑤に関し、b 氏は、B 社が RST との間で締結した取引基本契約書で対象商材が特定されていなかったため、前記「流用」も許されると認識していた旨を弁明する。しかし、同取引基本契約書 3 条 1 項によれば、注文品の品名、型式、仕様、数量、単価等は個別契約で定めるものとされ、同第 4 条によれば、個別契約は、B 社より第 3 条の取引内容を記載した注文書を RST に発行し、RST が承諾する旨の書面を B 社に発送することにより成立するものとされている。前記第 4・3②で述べたとおり、本件取引においては、B 社より本件商材を対象とする注文書が RST に発行され、RST はこれに対する注文請書を B 社に発送しているから、本件取引の対象商材は、本件商材に特定されていることが明らかである。したがって、b 氏の当該弁明は、不合理と言わざるを得ず、b 氏の行為を正当化する理由には全くなならない。

また、前記⑥のとおり、b 氏は、RST との具体的な交渉は a 氏に一任していたとして、そのため、b 氏は RST とのやりとりの委細を承知していないし、本件取引の商流も a 氏が決め、a 氏が本件取引をコントロールしていたなどと主張し、あたかも本件取引が A 社主導によるものであったかのごとく供述する。しかし、メールレビューの結果によれば、本件取引は、b 氏から、2015 年 5 月 18 日、a 氏に対し、「外部資金導入」の表題のもと、商流を含む取引内容・条件に加えて、取引の目的及び提案の背景事情等が詳細に記載された「概略」と題する書面がメール送信されたことをきっかけに商談が実質的に開始されたものと認められる。その後も、a 氏は、取引開始の前後を通じ

⁹ b 氏の供述によれば、当該在庫管理表は、当時 B 社に在庫が残っていた本件商材（ただし、本件取引とは無関係のもの）の数量を基に作成したとのことである。真実そのような在庫があったのか真偽は不明であるが、いずれにしても、「3/10 付 RS 様預り在庫分」との表題は、虚偽と言わざるを得ない。

て、b氏からの要請や提案をそのままRSTにメール転送していることが、メールレビューの結果から認定できる。また、a氏自身も、本件取引の商流を含めて、取引内容・条件は全てb氏が決めたものであり、事前相談は受けておらず、b氏の提案内容をそのままRSTに伝えただけである旨、メールレビューの結果に沿う供述をしている。したがって、本件取引は、商流及び取引内容・条件の提案及び決定を含めてB社主導によるものと認められ、これに反する前記⑥のb氏の供述は信用できない。

その他、b氏は、前記⑧に見られるように、本委員会が、b氏の供述と矛盾ないし整合しないメールを示すと、前言を翻して「記憶がない」旨の供述に終始するなどしていた。

(2) A社

a氏の供述によれば、a氏は、方社長に対して本件取引の商談を持ちかけた当初は、本件取引の商流にA社が入る想定はなかったが、方社長からB社との取引実績がRSTにはないために取引実績のあるA社による適切な管理を求められたこと、a氏自身がB社及び本件商材の将来性に期待していたこと、並びにA社としても0.5%の手数料収入を得たいという思いがあったことから、参画したとのことである。

また、a氏は、本件商材の物流を含め、本件取引の実在性はあると認識していた旨を供述する。その他、本委員会において、本委員会がインタビューのためA社訪問時にa氏からその場で任意提出を受けたA社・B社間の取引記録が保存されたファイル一式及びa氏のパソコンの送受信メールのうち、任意提出を受けられた限りでメールを調査したが、a氏が、本件取引について、本件商材を対象とするB社とX社及びY社との取引が実在しない架空取引の認識があったと認めるに足りる証拠は検出されなかった。

(3) RST

ア 取引開始の動機等

本件取引の方社長、鈴木管理本部長、本郷事業本部長その他RST職員の各供述は、RSTが本件取引に応じた理由がa氏に対する信頼ないし信用によるという点で合致する。具体的には、RSTとしては、本件商材を含むB社が取り扱う商材の拡販について関心があったのは事実であるものの、本件取引の開始がその必要条件という認識はなかった¹⁰。むしろ、取引実績のないB社との取引であること、回収サイトが90日と長期に及ぶこと、商流におけるRSTの位置付けとして本件商材の販売をコントロールできる立場で関与できないことなどから、本件取引の実行に当初から消極的であった。しかし、A社との従前の取引実績及びRSTの元出資者かつ元αであ

¹⁰ 実際、前記第4・5(1)で述べたとおり、RSTにおいては、本件取引の開始前から本件商材の拡販活動を開始している。

った a 氏の経歴等を背景とする a 氏個人に対する強い信頼に鑑み、本件取引に応じる結果となったとのことである。

イ RST の商流の認識

メールレビューの結果及び方社長、鈴木管理本部長、本郷事業本部長その他 RST 職員の各供述によれば、RST は、本件取引の商流に関し、A 社が輸入した本件商材を A 社が RST に販売し、これを RST から B 社に対して転売し、さらに、B 社においてエンドユーザーとされる X 社及び Y 社に転売する形と認識しており、B'社の存在の認識を欠いていたと認められる。

ただし、この点に関し、前述のとおり、2015 年 7 月 22 日午後 2 時 49 分時点の a 氏が方社長に宛てたメールには、B'社が中国企業から輸入し、A 社に対して販売するという商流が記載されていた。それにもかかわらず、その僅か翌日である同月 23 日午後 3 時 47 分時点のメールにて、方社長は、A 社を起点とする形で本件取引の商流を社内に報告しているため、方社長が意図的に B'社の存在を社内に伏せたのか否かを検討する必要がある。

この点、本件取引の商流の認識につき、方社長は、概要次のとおり述べる。

- ① a 氏からの商談に関し、当初、方社長は、a 氏に対し、商流の入口（すなわち輸入）又は出口（すなわちエンドユーザーへの販売）を RST が担う形にして欲しいと要請した。
- ② 後日、a 氏から前記①の形態の商流が不可である旨の回答があったため、少なくとも、B'社が輸入する形では RST として取引を開始することはできないから、A 社が直接輸入する商流にして欲しい旨を伝えた。
- ③ 前記②は、本件取引の実行前から一貫して a 氏に対して伝えていた。
- ④ これに対して、a 氏は、7 月 22 日夜の会食の場で、B'社が輸入する形態ではなく、A 社が直接輸入することを了解した。したがって、方社長は、B'社が介在しない商流に変更されるものと認識し、7 月 23 日付メールにて、当該認識のまま本件取引の商流を社内に報告した。
- ⑤ 本件取引開始後の 2016 年 2 月 5 日、方社長は、京都に所在する料理屋において、a 氏、b 氏及び B 社の女性スタッフと面談の上、主に a 氏に対し、2016 年 1 月 19 日のあずさ監査法人からの本件取引に係る売上認識に関する指摘（前記第 4・5・(2) 参照）を受けた出来事に言及した上で、「監査法人からの指摘で、本件取引に関し、中国企業からの輸入を A 社が適切に管理していることの証憑を確認させてほしいと言われている。これが確認できない場合は取引を続けられない。」などと要請した。なお、実際には RST は監査法人から当該指摘を受けていなかったが、方社長は、要請の実効性を期するため、いわば方便として監査法人からの指示があったかのように伝えたものであ

た。

- ⑥ 前記⑤の要請に対する証憑として、2016年3月10日、a氏から、中国からA社が直接輸入している旨の INVOICE とともに、在庫管理表が電子メールにより送られてきた。

ウ a氏の商流の認識

一方、a氏は本件取引の商流の認識について、概要次のとおり述べる。

- i 方社長からは、当初、輸入かエンドユーザーへの販売を RST が担う形にして欲しい旨の要請を受けた。
- ii b氏に対して前記 i を打診したが、かかる商流の変更を断られたため、その旨を方社長に回答したところ、方社長からは、B'社が輸入するのではなく、A社が直接輸入する形として欲しい旨の要請を受けた。
- iii 前記 ii の要請は、本件取引の開始前から一貫して受けていた。
- iv 前記 ii の要請に対し、a氏は、2015年7月22日夜の会食の場であったかどうかは記憶が定かではないものの、当時の A 社には企業として輸入に対応できる体制がなく、また、そもそも a 氏の一存で決定できる問題ではなかったため、方社長に対し、A社が輸入できるよう努力する、ないし検討するという趣旨で「わかった。この話は以上。」という言い方で返答したことはあった。ただし、a氏の内心としては、A社が輸入することを方社長に約束したつもりはなかった。その後、a氏がb氏に対してA社が輸入する商流に変更できないかを相談したことはなかった。したがって、a氏としては、B'社が輸入する商流を変更した認識はなかった。
- v 本件取引開始後の2016年2月5日、京都に所在する料理屋で、方社長、a氏、b氏及びB社の女性スタッフの4名で会食をした際、方社長から、本件取引に関し、監査法人から指摘を受けたとして、A社が本件取引を管理していることの証憑を確認させて欲しいとの要請を受けた。その際、方社長からは、この証憑を確認できない場合、本件取引を続けることができないと言われた。なお、このときの方社長は、本件取引の商流についてA社が直接輸入しているものと認識していた様子だった。
- vi 前記 v の要請に対処するため、a氏は、本件取引の商流に関する方社長の認識と証憑との間で齟齬を来さぬよう、b氏に対し、仕入先である中国企業の了解のもとA社が当該中国企業から直接輸入したと判断できる旨の書類を作成できるかを相談するとともに、本件商材の在庫管理表の提示を求めた。なお、当該書類の作成を方社長から具体的に指示されたことはなく、a氏自身の判断で当該書類を作成した方がよいとの考えに至った。2016年2月26日、a氏は、B社から、A社が中国企業から輸入したと判断できる当該中国企業名義

の2016年1月15日付け及び同年2月15日付け INVOICE をメールにてそれぞれ受領した。また、同年3月9日、a氏は、B社から、前記同趣旨の記載内容の同年3月15日付け INVOICE とともに、在庫管理表をメールにてそれぞれ受領した。これを受けて、同年3月10日、a氏は、本件商材と同種商材の写真4葉とともに、同年3月15日付け INVOICE 及び在庫管理表のみを添付の上、方社長及びe経営企画室長を宛先、b氏及びi氏をCCとして、次の記載を含む電子メールを送信した。

標記の件商品取り扱いに関し、御社に対し監査法人より指摘を受けたとの由その是正処置について取りまとめました。

1、商流簡素化

以下の通りとする。

U社（中国 HP：略）→A社→RS→B社→カスタマー（X社、Y社他）

なお、同メール中には「商流簡素化」の表記があるが、a氏の供述によれば、CCに入っているb氏に向けたメッセージとして、本件取引の商流からB'社を外すことで「簡素化」してはどうかと提案した意図であり、方社長やe経営企画室長に向けた趣旨ではなかったとのことである。他方、前記第4・5(2)のとおり、このメールを受信した時点では、RSTにおいて本件取引に係る売上認識につき総額処理から純額処理への変更が決定済みであり、監査法人の指摘に対する是正措置を旨とする内容に関心が薄れていたため、同メールを受信した方社長及びe経営企画室長は、「商流簡素化」の記述に特段気を留めなかった。

エ 小括

このように、方社長とa氏の供述は、前記①～③(i～iii)及び⑤～⑥(v～vi)の点でおおむね合致する一方で、前記④(iv)に関し、中国企業からの輸入主体の認識において食い違いが見られる。

この点、本件取引の開始前から一貫して、方社長が、a氏に対し、B'社ではなく、A社が直接輸入する形の商流を要請していたという点において、方社長及びa氏双方の供述は合致する。それにもかかわらず、a氏の供述によれば、「努力する」ないし「検討する」という趣旨の返答をもって当該要請が不問となったというのは不自然と言わざるを得ず、少なくとも、方社長は、「努力する」ないし「検討する」という趣旨の返答とは受け止めていなかったと解するのが自然である。むしろ、B'社ではなくA社が直接輸入する形での商流への変更要請に対して「わかった。この話は以上。」と回答したというa氏の供述を踏まえれば、方社長において、B'社が介在しない商流への変更をa氏が了解したとの認識を有したと認められる。前述のとおり、RST役職員がa氏を強く信頼をしていたこと及びA社・B社間の十数年に及ぶ従前

の関係性を踏まえると、a氏が了解したのであれば、そのとおりに本件商流が変更されると方社長が認識したとしても不自然とはいえない。現に、方社長は、2015年7月23日午後4時11分に「最後のお願い」としてB社・エンドユーザー間の基本契約書の写しの提供を求めるメールをa氏に対し送信しており(第4・2(8)参照)、それ以前(方社長の供述によればその前日である同月22日夜の会食の場)に商流変更の「お願い」をa氏に聞き入れてもらったと解することに矛盾しないやり取りを、a氏との間で行っている。前記vのとおり、a氏の供述によっても、本件取引開始後の時点で、方社長は、本件取引の商流についてA社が直接輸入しているものと認識していたことが裏付けられる。また、前述のとおり、RSTの関心は本件商材を含むB社が取り扱う商材の拡販にある一方で、本件取引の開始が本件商材拡販の必要条件という認識を有しておらず、そうであれば、方社長が商流の一部を社内に秘し、あるいは商流を偽ってまで本件取引の開始を志向する動機が認め難い。そもそも、方社長及び鈴木管理本部長の供述によれば、本件取引は、商談当初から、少なくとも鈴木管理本部長に相談済みであったと認められる。その前提に加えて、鈴木管理本部長及び本郷事業本部長らもa氏をよく知る間柄にあったことを踏まえると、仮に、方社長が、商流の一部を社内に秘し、あるいは商流を偽ったとしても、鈴木管理本部長及び本郷事業本部長らとa氏との間の普段の接触及び意思疎通を通じて早晩発覚することは不可避であり、不正の機会がないと考えられる。

以上によれば、方社長が意図的にB社の存在を社内に伏せたと認定することは困難である¹¹。むしろ、関係者の供述を含む関係証拠を総合すれば、a氏の真意はともかく、a氏の言動によって、少なくとも、方社長は、本件取引の商流について当初からA社が中国企業から直接輸入する形となっていたと認識していたと認められる。

(4) 結論

以上によれば、本件取引を主導したB社は言うまでもなく架空取引であることの認識があったと認められる一方で、b氏の供述によっても、a氏及びRSTの役職員に対して架空取引である旨を伝達したことはなく、また、本委員会による調査によっても、a氏及びRSTの役職員が架空取引の認識を有していたことを窺わせる痕跡は見当たらない。

¹¹ なお、2015年8月5日にB社より方社長が提示を受けた本件商材のサンプル(前記第4・2(10))の瓶のラベルには、「B社」の記載があるが、RSTの役職員の供述によれば、当時当該サンプルを見たRSTの役職員は、いずれも、当時、瓶のラベルに「B社」の記載があったことには気付いていなかったとのことである。もっとも、2015年7月22日まではB社が中国企業から輸入をするという商流を前提として商談が進められていたことからすれば、B社の本社にB社の記載のある本件商材があったとしても不合理ではなく、また、単に本件商材の現物がどのようなものであるかをサンプルとして確認する趣旨であったことからすれば、仮に当該サンプルの瓶に「B社」の記載があることにRST役職員が気付いていたとしても、それによってエンドユーザーに本件商材が直送される本件取引がB社が中国から輸入するという商流であるという認識につながらなかった可能性もあると考えられる。したがって、この点は、本調査報告書本文記載の認定を左右しない。

よって、本件取引の実在性に関し、RST 及び A 社が、架空取引であることを認識していたという事実までは認められない。

また、前述のとおり、A 社と異なり、RST は、本件取引の商流に関し、B'社の存在を認識しておらず、A 社が中国企業から輸入していたと認識していたため、B'社から B 社への資金循環の認識を欠いたまま、本件取引を行っていたものと認められる。

第5 類似事案の調査及びその結果

1 本件取引の特徴と類似事案調査対象

前記第4・4に記載のとおり、本件取引はRSTのA社に対する支払サイト（即日）とB社のRSTに対する支払サイト（90日（当初95日））との差を利用したRSTでの資金負担を目的とした資金循環取引であり、取引実態としてモノの实在性を欠いた架空取引であったものと認められるが、その特徴は下記のとおりである。

- 「ウェーハ事業」セグメント及び「プライムシリコンウェーハ製造販売事業」セグメントにおける取引と異なり、RST内での加工を経ない商品の仕入販売取引であった。
- RSTによる資金負担が目的であることから、一定額以上の取引が毎月継続的に行われた。
- RSTによる資金負担が目的であることから、当社の支払いサイトよりも回収サイトが長い取引条件となっていた。
- 現物の移動を伴わない架空取引であることの発覚を回避するため、直送取引が偽装されていた。

一方、本件取引は外部からの情報により発覚したが、このような取引がそれまでの間、RSTにおける業務処理統制で内部的に発見できなかった背景要因として以下の点が挙げられる。

- 仕入先からの請求書、得意先からの注文書や物品受領書等のRST側の業務処理に必要な書類は形式上すべて整っていた。
- 直送取引であるため、RSTでは書類の取り交わしと現金の収受があるのみで、RST側で現物確認の機会が一切なかった。
- 毎月同様の定型取引であったため、取引開始時の検討を経た後においては、回収遅延等のイレギュラーな事態が生じない限り、社内手続上、粛々と処理され、社内管理上の組上にあがることもなかった。

いずれも現時点のRSTにおける業務処理統制の運用では検出が困難な不適切取引であり、それ故、本件取引以外でも、特に直送取引にて行われる他社商品の仕入販売取引については、同種の不適切な資金循環取引が存在しているリスクを否定することはできない。そのため、本件調査においては、以下の観点から類似事案の有無の調査を行った。

【調査対象期間】

調査対象期間については、一般に資金循環取引は一連の取引が途切れることなく継続

的に行われることによってその目的が達成されるという特性を踏まえ、まず 2017 年 1 月から 2018 年 9 月末（2017 年度期首より 2018 年度第 3 四半期末まで）の取引を対象として分析・調査を行い、その結果、問題が認められた場合には過年度訂正に必要な期間に遡って調査する方針とした。

【調査対象取引】

調査対象とした事業（セグメント）は、「半導体生産設備の買取・販売」セグメントと「その他」セグメントとした（「ウェーハ事業」セグメント及び「プライムシリコンウェーハ製造販売事業」セグメントにおける取引は、RST グループ内での加工を伴うため、本件取引のような架空取引が含まれる可能性は著しく低いため、調査範囲に含めていない。）。

また、取引特性としては仕入先から販売先へ商品が直送される「直送取引」を対象とし、さらに本件取引は資金負担を目的とした資金循環取引であった点を踏まえ、一定金額以上（本件調査においては月額 10 百万円以上とした）の継続取引が行われている商流を調査対象取引とした。

2 類似事案調査の調査方法と調査結果

「半導体生産設備の買取・販売」セグメントにおいては、その取引の大半が非継続的な機械装置や部品販売であり、取引終了後既定の回収サイトにて代金回収まで行われていることから、本件取引のような架空取引を継続的に用いた資金循環取引とは想定できない。

一方、2 つの商流において、毎月 10 百万円以上の取引が継続して行われており、またそれらがその物流に RST を介在させない直送取引であったことから、これら一連の商流の中から任意に抽出した個別取引につき、当該取引商材に関する現物の実在性確認を行った。具体的には RST の仕入先若しくは販売先を訪問の上、当該取引商材の実在性を担保する裏付け証憑や記録を確認したが、いずれもその実在性について疑われるような状況や事実は検出されなかった。

なお、「半導体生産設備の買取・販売」セグメントには前記第 2・2 に記載のとおり、RST 以外に、海外子会社 2 社及び国内子会社 2 社にて売上高が計上されているが、いずれも直送取引ではない在庫取引（各社倉庫に在庫を一旦保管したうえで販売する取引）であり、また資金循環取引が疑われるような一定額以上の継続取引ではなかった。

「その他」セグメントにおいては、本件取引に関する売上が計上されていたほかは、太陽光発電事業に関する売上と、技術コンサルティング売上のみであり、本件取引のほかは半導体関連材料販売に関する売上は計上されておらず、その点において特段資金循環取引が疑われるような取引はない。

以上の調査の結果、特段類似の不適切な取引を窺わせるような状況及び事実は検出さ

れなかった。

さらに、他に不適切取引の有無の確認という全般的な観点から、臨時内部通報窓口の設置、営業部役職員に対するアンケート調査及びデジタル・フォレンジック調査にてメールレビューも行っているが、これらの調査においても、類似事案を疑わせるよう事象は検出されていない。

第6 会計上の影響

本件取引は、直送取引の様相を持ちながらも実際には商品の移動を一切伴わない実在性を欠いた架空取引であり、支払いサイトと回収サイトとの差を用いたRSTでの資金負担を目的とした資金循環取引であった。すなわち、仕入代金として取引時にA社に支払われた代金はその後速やかにB社に送金されるが、B社はB社と同じくb氏が所有する実質的には同一の事業体であることから、取引90日後にRSTがB社から売上代金として回収した資金も、実質的にはRSTの資金がA社及びB社を経由して還流してきたものに過ぎないと考えられる。

よって、会計上は本件取引に関する売上高、売上原価及びその差額として計上された取引利益、並びに売掛金及び買掛金は実態を欠くものとして消去する必要がある。前記第4・1に記載した、本件取引に関する仕入額及び販売額に対し、各会計年度において取り消すべき売上高、売上原価、売掛金及び買掛金残高は、以下のとおりである。

単位：千円（税抜）

	売上高	売上原価	差額 (取引利益)
2015年12月期	239,085	232,155	6,930
2016年12月期	27,400	0	27,400
2017年12月期	27,400	0	27,400
2018年12月期 第3四半期（累計）	20,235	0	20,235
合計	314,120	232,155	81,965

単位：千円（税込）

	売掛金	買掛金
2015年12月期 期末	154,927	0
2016年12月期 期末	218,725	0
2017年12月期 期末	218,725	0
2018年12月期 第3四半期末	250,305	0

一方、前述のとおり、RSTから支出された資金はB社に流れていたと考えられることから、RSTにおける資金の支払・回収に関する資金決済差額は、その実態を踏まえB社に対する債権として認識することが妥当である。前記第4・1に記載した本件取引に関して、本件発覚による取引停止までの期間におけるRSTの支払額と回収額及び資金決済差額の推移は以下のとおりである。

単位：千円

	支払額	回収額	資金 決済差額
2015年8月	50,145	0	50,145
2015年9月	50,145	0	100,291
2015年10月	50,145	0	150,436
2015年11月	50,145	51,642	148,940
2015年12月	50,145	51,642	147,443
2016年1月	70,442	51,642	166,243
2016年2月	70,442	51,642	185,043
2016年3月	70,442	51,642	203,843
2016年4月	70,442	72,908	201,377
2016年5月	70,442	72,908	198,911
2016年6月	70,442	72,908	196,445
2016年7月	70,442	72,908	193,979
2016年8月	70,442	72,908	191,513
2016年9月	70,442	72,908	189,047
2016年10月	70,442	72,908	186,581
2016年11月	70,442	72,908	184,115
2016年12月	70,442	72,908	181,649
2017年1月	70,442	72,908	179,183
2017年2月	70,442	72,908	176,717
2017年3月	70,442	72,908	174,251
2017年4月	70,442	72,908	171,785
2017年5月	70,442	72,908	169,319
2017年6月	70,442	72,908	166,854
2017年7月	70,442	72,908	164,388
2017年8月	70,442	72,908	161,922
2017年9月	70,442	72,908	159,456
2017年10月	70,442	72,908	156,990
2017年11月	70,442	72,908	154,524
2017年12月	70,442	72,908	152,058
2018年1月	81,007	72,908	160,157
2018年2月	81,007	72,908	168,255
2018年3月	81,007	72,908	176,354
2018年4月	81,007	83,440	173,922
2018年5月	81,007	83,435	171,494
2018年6月	81,007	83,435	169,066
2018年7月	81,007	83,435	166,639
2018年8月	81,007	83,435	164,211
2018年9月	81,007	83,435	161,783
2018年10月	81,007	83,435	159,355
2018年11月	81,007	83,435	156,928
合計	2,832,426	2,675,498	

これら資金決済差額については、通常の商取引における債権ではないため、仮払金等の適当な科目での計上が考えられる。なお、本事案は、A社及びB社を介在するものの、実質的にはRSTとB社との間の資金移動であり、本件取引期間中のRSTにおける各月の回収額はB社が自らの営業活動において獲得したキャッシュから回収されたものではなく、RSTから流れた資金が支払いに充てられていたと考えるのが自然であろう。したがって、

各会計年度における当該債権残高については、B社の財政状態、b氏及びa氏の資産状態等を勘案して、その回収可能性を慎重に検討の上、貸倒引当金の設定を行う必要がある。

仮に本件発覚以前の各会計年度末の当該債権残高の全額について回収可能性を認めないとした場合、各会計年度における仮払金として計上する債権残高及びそれに対し計上が必要となる貸倒引当金残高と貸倒引当金繰入額（マイナス金額は貸倒引当金戻入益）は、以下のとおり試算される。

	単位：千円		
	仮払金	貸倒引当金	貸倒引当金繰入額
2015年12月期 期末	147,443	147,443	147,443
2016年12月期 期末	181,649	181,649	34,207
2017年12月期 期末	152,058	152,058	△29,592
2018年12月期 第3四半期末	161,783	161,783	9,725
合計			161,783

なお、取引停止後、B社より2018年12月以降2019年1月末までの間に、当該資金決済差額について以下の金額を回収しており、未回収残高は以下のとおりである。

	単位：千円	
	回収額	未回収残高
2018年11月30日現在		156,928
2018年12月31日現在	10,000	146,928
2019年1月31日現在	30,000	116,928

他方、2019年1月30日、RST、B社、b氏及びa氏との間で、RST・B社間の2015年7月30日付け取引基本契約に関する未収金回収事件の解決金として、B社、b氏及びa氏が、RSTに対し、連帯して、販売額ベースの請求権相当額（2019年1月30日時点で約240百万円）を支払う旨の債務弁済契約公正証書が締結されており、RST・B社間の契約が法的に無効となった訳ではないため、前述の会計処理にかかわらず、RSTのB社に対する販売額ベースの請求権（2019年1月31日現在約210百万円）は法的に存在すると考えられる。そのため、上記表の会計上の資金決済差額約117百万円との差額約93百万円は回収が実現した時に利益として計上される。

第7 原因分析

1 各種確認不足

RST において、本件取引の実態を看過した直接の原因として、本件取引の前後を通じた各種確認不足を挙げるができる。

(1) 商流の確認不足

前述のとおり、方社長は、a 氏に対し A 社が中国企業から輸入することを本件取引前より一貫して求めていた。すなわち、RST にとって、A 社が中国企業から輸入するという商流こそ、取引可否の判断を分かち決定的な関心事であった。そうであれば、A 社が中国企業から輸入していることの実事確認をまずもって行うことが当然に求められるにもかかわらず、RST は、その確認を特段行うことなく a 氏を信頼して本件取引を開始してしまっている。

また、本件取引開始後の 2016 年 2 月 5 日になって方社長から a 氏に対し中国企業からの輸入を A 社が適切に管理していることの証憑の確認を求め、同年 3 月 10 日、a 氏から、同日付けメールにより A 社が中国企業から直接輸入している旨の INVOICE の提示があった。しかし、メールレビューの結果及び RST 役職員に対するインタビューによっても、RST において同 INVOICE の証憑としての価値を検証した痕跡はおろか、同 INVOICE 自体を当時社内で確認した痕跡が認められない。

加えて、上記メール本文には「商流簡素化」の表記のすぐ下に「以下の通りとする。」との記述が続き、中国企業から A 社が輸入する商流が記載されていた。かかる記載を素直に読めば、「商流簡素化」前、すなわち、同メール送信時点の商流が、そこに記載の商流（中国企業から A 社が輸入する商流）でないことを前提としていることが分かったはずであり、少なくともその疑いを持つべきであったといえる。しかし、前述のとおり、同メールを直接受信した方社長及び e 経営企画室長はいずれも「商流簡素化」の記述に特段気を留めず、結果として、それ以降も RST において本件取引の商流の確認が行われることはなかった。

(2) 実在性等の確認不足

本件取引の条件は、RST の A 社に対する支払サイトが即日であるのに対し、RST の B 社に対する回収サイトは 90 日（当初 95 日）と長期に設定された。ましてや B 社は非上場の新規取引先であり、その実態及び信用力は RST にとって全く未知数であった。取引の可否の検討は慎重を期すべき客観的状況にあり、とりわけ B 社からの回収可能性の検証が必要不可欠であったといえることができる。具体的には、商事留置権及び動産売買先取特権の対象となり得る本件商材の実在性並びに物流及び在庫の所在の把握・確認に努めるべきであったし、B 社の RST に対する支払原資となる B 社とエンドユーザーとの間の取引の実在や取引条件の仔細を確認の上、必要に応じて支払サイト

の短縮等の支払条件の交渉、物的担保の徴求等を行うべきであったといえる。

しかるに、RST は、B 社に対する通り一遍の信用調査（企業概要、代表者の出身校等の情報、直近 2 期の売上高及び利益などの情報が記載された A4・1 頁程度の信用調査会社提供の基本データの確認）をしたほか、取引当事者の代表者である b 氏及び a 氏の個人保証を求めたのみで、支払条件を交渉することもなく、物的担保を具体的に徴求することもなく¹²、本件取引に応じたものである。

一方、前述のとおり、本件取引に係る取引基本契約締結直後の 2015 年 8 月 5 日、方社長において a 氏とともに本件商材の現物確認を行った経緯があるが、B 社よりわずか数個のサンプル提示を受けたにとどまり、仕入先の倉庫など在庫の保管場所となる倉庫及び同所での保管状況を確認せず、また、エンドユーザーに対する直送とされていたとはいえ、エンドユーザーに対して直接確認しようとしなかった。さらに言えば、B 社より提示されたサンプルには、B 社ではなく、RST の認識上商流にない B' 社の表記があったにもかかわらず、これに何ら疑問を呈することもなかった。

(3) 証憑書類の確認不足

本件取引開始後、A 社の要請により B 社からほぼ毎月提供された本件エンドユーザー注文書がある。しかし、品名、数量、単価等がことごとく黒塗りにされており、対象商材を含めて取引内容をおよそ推知できず、証憑としての価値が明らかに認められない。それにもかかわらず、かかる本件エンドユーザー注文書を受け取っていた RST は、その内容に疑問を呈することなく、A 社や B 社に対して内容を確認することすらなかった。

また、本件エンドユーザー注文書は、複製物の使い回しの痕跡が窺える影の存在や不自然な字体の不一致などから一見して異様・不審な体裁であったにもかかわらず、RST 役職員の中に偽造ないし変造の疑念を抱く者はなかった。本委員会による RST 役職員に対するインタビューの結果によれば、RST においては、本件取引の当時、本件取引が実在しない可能性や資金循環の可能性を念頭におく役職員は誰もおらず、約定履行期どおりに B 社からの支払があることに安心し、油断を生んだものと認められる。

さらに、2016 年 1 月及び 2018 年 1 月にそれぞれ B 社から増額要請があった際にも、RST は、その増額理由の真偽及び妥当性を何ら確認・検証せず、B 社に求められるがまま増額に応じている。

(4) 情報の共有化の不足

これらの確認・検証が不十分であった根底にある事情として、RST において、情報の共有化が社内適切になされていなかったことも指摘できる。

¹² なお、前述のとおり、連帯保証をした A 社が B 社に対し集合債権譲渡担保の設定を求めたという経緯があるが、RST からの具体的な要請によるものではない。

RST 役職員の供述によれば、本件取引開始当時の旧本社ビルは、方社長と、鈴木管理本部長をはじめとする管理部門に所属する職員とが、物理的な位置関係においてワンフロア内の至近距離にあり、方社長とそれら職員との間での口頭ベースの相談が多用された。そのため、情報が書面やメール等の客観性のある媒体で共有化される機会が少なく、結果として、社内における正確かつ明確な情報共有を困難にしたものと推察される。例えば、前述の「商流簡素化」の表記を含む a 氏の 2016 年 3 月 10 日付けメールにしても、方社長及び e 経営企画室長から他の役職員に転送されることはなく、社内での情報共有はされていない。特に、RST においては普段から鈴木管理本部長が、方社長を含む RST 役職員に対する管理面の留意事項等につき種々の指示ないしアドバイスを 행っていたところ、鈴木管理本部長及び e 経営企画室長の供述によれば、本件取引が開始される少し前の時期に、鈴木管理本部長は、e 経営企画室長から「組織図上、経営企画室は社長直下に位置するため、鈴木管理本部長は上司ではなく、自分に指示できる立場にない。」旨の指摘を受けたことから、以降、遠慮が生じ、鈴木管理本部長と e 経営企画室長との間の関係性に距離が生まれ、互いに干渉し合わない状況になっていた。それゆえ、e 経営企画室長が担当する本件取引に関しても、両者間での情報共有がなされず、結果として、本件取引に関しては、RST における管理面の要ともいえる鈴木管理本部長が、方社長から断片的に受ける相談や報告の限りでの認識・関与を有するにとどまる事態を招いてしまったのも、情報共有という意味で大きな問題である。

こうした情報の共有化の不足も、RST における確認・検証を不十分にした要因と考えられる。

(5) 小括

以上によれば、RST は、本件取引の開始前後を通じて、本件取引の商流、実在性、証憑書類等の確認・検証が不十分であったと言わざるを得ず、B 社に付け入る隙を与えたといえる。

2 a 氏への過度な信頼

本件取引の要因ないし背景事情として、RST 役職員の a 氏への過度な信頼があったことも指摘せざるを得ない。

a 氏は、RST の元出資者かつ元 α であり、RST 本業の原料となる中古のウェーハを RST に対し供給した点において、RST の創業期を支えた立役者といえる側面があることは否定し難い。したがって、方社長を含む RST 役職員において a 氏に対し一定の敬意を払い、また信頼を寄せることを、本委員会としても何ら否定するものではない。

しかし、そのことと、B 社との間で本件取引を開始するにあたって行うべき確認・検証の可否は、本来、別問題である。特に、B 社ないし b 氏は、a 氏とは別人格であり、RST

にとっては初見なのであるから、a 氏の紹介であるという事情だけで B 社を信用に足るとの推認を働かせるのは妥当とはいえない。本件取引の可否を検討するに当たって慎重を期すべき客観的状況にあったことは、前述のとおりである。

それにもかかわらず、RST 役職員は、本委員会によるインタビューに対し、本件取引開始の主な要因として一様に a 氏への信頼に言及する。しかし、かような私情が、上場会社における取引可否の判断要因として重きをなすのは、違和感があると言わざるを得ない。

こうした RST 役職員の a 氏への過度な信頼が、前述に指摘した本件取引の開始前後における確認・検証が不十分となった背景事情とも言い得る。

3 内部統制の脆弱性

本件取引は、方社長の指示¹³によって、管理部門に所属する e 経営企画室長が実務担当者とされたという点も不可解と言わざるを得ない。そのため、本件取引では、取引基本契約書の作成・取り交わし、注文書や注文請書等の帳票の授受・確認、取引当事者間の連絡窓口など、RST の業務分掌規程上、本来営業部職員が従事する業務についても、2017 年 8 月 3 日に財務経理部から内部統制を重視すべきとの指摘を受けて 2017 年 9 月以降営業部に担当が移管されるまでの間、e 経営企画室長が行っていた。結果として、その間、本件取引は、営業部が関与せず、また、e 経営企画室長が営業事務担当者の役割を果たしてしまっただけの結果、実質的に管理部門による牽制のない特殊な取引となっていた。

そもそも、経営陣の補佐を本来的業務とする経営企画室が内部統制を担当していること自体が、独立性の観点からミスマッチと言わざるを得ず、内部統制の在り方として適当とはいえない。これを措いても、RST においては、経営企画室といっても、本件取引の当時、在籍は e 経営企画室長 1 名のみであり、明らかにマンパワーが不足しており、内部統制上の組織的な機能を十全に発揮できる体制にあったとは、もともと認め難い。

加えて、RST においては、稟議・承認プロセスも形骸化していたと言わざるを得ない。すなわち、RST の職務権限規程では、取引先との契約の締結については稟議が必要とされ、担当取締役の決裁による承認を経るべきとされている。しかし、A 社と RST との間の取引基本契約書及び RST と B 社との間の取引基本契約書の締結に際しては、かかる稟議自体が省略されていた。本件取引の毎月の実行に際しては、稟議・承認が行われていたが、稟議書の記載内容は、品名、数量、取引金額、支払日以外の記述はほぼ皆無であり、添付資料も存在せず、その稟議事項は余りに空疎である。2016 年 1 月及び 2018 年 1 月の増額時の稟議も同様であった。それらの稟議に際して十分な検討が行われた痕跡は

¹³ 方社長の供述によれば、方社長としては、新規取引先である B 社の信用調査を含む同社との取引の管理の実効性を期するべく、管理部門に所属する e 経営企画室長に関与させたものであり、本件取引に関し、営業担当者と同様の業務に従事することまでを命じる意図はなかったとのことである。しかし、e 経営企画室長の供述によれば、少なくとも、e 経営企画室長はそのような受け止め方をしておらず、営業部職員同様の関与を求められているものと認識していた。

見られない。本件取引は RST にとって経営者が持ち込んだ取引であり、本来、通常取引に比してより深度ある事前事後の検討や検証が行われて然るべきであった。

実際には、方社長を含めた事前の口頭ベースの打ち合わせにより決定され、稟議書は事後的な手続書類に陥っていた。そのため、RST においては、当時の検討結果や内容等の分かる帳票類その他の痕跡がほとんど残らず、客観的な証憑による、妥当性及び責任の所在等の事後的な検証が不可能ないし困難であることも問題と言える。

以上に示した点は、RST における内部統制上の脆弱性を端的に示すものであり、本件取引の開始・継続を許した要因に挙げられる。

4 監査機能の脆弱性

本件取引の問題点が外部からの指摘を受けるまで顕出されなかったという要因として、次のとおり、RST における監査機能の脆弱性を挙げることができる。

RST においては、本来、被監査部門であるはずの経営企画室が内部監査を兼任するものとされている。これにより、経営企画室の業務に関しては必然的に自己監査に陥るから、その実効性は期し難い。特に、本件取引は、前述のとおり取引開始から 2017 年 9 月に営業部に担当が移管されるまでの間、内部監査の責任者でもあった e 経営企画室長が担当しており、実効的な監査をおよそ期し難い客観的状況にあった。実際、RST においては、経営企画室の業務はそもそも内部監査の対象外とされ、本件取引も特段監査対象にはなっていなかった。

また、本件取引の当時の経営企画室の人員が e 経営企画室長 1 名であることは前述したとおりであって、そもそも、経営企画室が内部監査をも兼任できる人的体制にないことが明らかである。

第8 再発防止策の提言

前記で分析した原因を踏まえ、本委員会は、本件取引の同様又は類似の不適切行為の再発を防止するための方策として、以下の提言を行う。

1 手順書等の作成・遵守

取引を開始するに当たっての確認事項、確認方法、各部署の役割、会計処理に関する検討事項などを明記した手順書等を作成の上、その遵守を徹底するなどの措置を講じる。

2 既存取引及び既存取引先の見直しと規程類の整備

既存取引の妥当性の検証及び既存取引先のコンプライアンス体制の確認を行い、不適當と認められるものがあれば、取引条件の変更及び取引関係の解消を含めた抜本的な見直しを行う。

また、取引先のコンプライアンス体制の確認及び取引先への立入り検査（立入り検査権限の根拠条項の契約書への明記を含む。）等を含めた取引先の選定及び管理に関する基準ないし規程類を整備し、RST 役職員をしてこれを遵守させる。

3 取引関連書類の書式及び取引運用の整備・見直し

妥当性及び責任の所在等の事前・事後の検証を可能とするべく、稟議・決裁に関する基準ないし規程の改定、稟議書書式の改定、取引帳票その他の取引関連書類の書式の整備・見直しを行うとともに、それら書式を用いた取引運用そのもの及び稟議・承認プロセスを見直す。

4 牽制機能の強化

業務分掌規程の改定、独立性のある内部監査専属の部門の創設など、牽制機能を強化し、形骸化の防止を期する。

5 関係者の社内処分

本件取引の原因に寄与した社内関係者に対して、しかるべき社内処分を課す。

6 コンプライアンス研修等の実施

方社長をはじめとする RST 役職員一人一人のコンプライアンス意識の醸成と定着を図るため、方社長を含む RST 役職員を対象として、本件取引の教訓を踏まえたコンプライアンス研修等を定期的実施する。

7 通報窓口の拡充

例えば、社内ないしグループ内の通報窓口のみならず、中立性・公正性のある法律事

務所等による外部通報窓口を設けるとともに、通報窓口の利用者の範囲を取引先や下請先等にまで広げるなど、リスクに係る情報を把握する機会の拡充に努める。

第9 結語

調査を終えた率直な感想として、本委員会は、RST に対し、上場後の企業規模や取引の急拡大に対して、社内の管理体制の増強が追い付いていない印象を受けた。いわゆるスタートアップ企業的に、方社長を中心に少人数でスピーディに事業拡大を進めてきた中で、次第に、組織としての牽制機能が不十分な状態に至ったものと推察される。

今後は、より一層の企業拡大を図っていくうえで、企業規模に見合った管理体制の構築は欠かせない。インタビューを通じて、方社長をはじめとする RST 役職員において、社内処分の実施を含めた再発防止策の重要性について、既に十分な認識を有していると認められたことは幸いである。

本件取引を巡る種々の問題を教訓とされ、RST においていっそうの企業規模の拡大と体制整備、企業価値の向上が図られることを期待したい。

以上

別紙（インタビュー一覧）

日程	インタビュー対象者
2018年12月14日	方社長
2018年12月16日	本郷事業本部長
2018年12月17日	鈴木管理本部長
2018年12月18日	f 執行役員営業部長
2018年12月18日	e 経営企画室長
2018年12月18日	g 財務経理部主任
2018年12月19日	a 氏
2018年12月19日	g 財務経理部主任、j 氏、k 氏、l 氏、m 氏、n 氏
2018年12月24日	a 氏
2018年12月24日	b 氏
2018年12月27日	e 経営企画室長
2018年12月27日	f 執行役員営業部長
2018年12月28日	鈴木管理本部長
2018年12月28日	方社長
2018年12月30日	a 氏
2018年12月30日	(C社) o 氏
2019年1月5日	方社長
2019年1月7日	方社長
2019年1月8日	e 経営企画室長
2019年1月9日	鈴木管理本部長
2019年1月10日	q 社外取締役
2019年1月11日	r 社外取締役
2019年1月11日	h 氏
2019年1月14日	(あずさ監査法人) s 氏、t 氏
2019年1月15日	(X社) x 氏
2019年1月15日	b 氏
2019年1月15日	a 氏
2019年1月21日	(Y社) y 氏ら
2019年1月21日	方社長